

神 調 報

shin

cyo

hou

春号

2・3・4

2013 No.417



土地家屋調査士



神奈川県土地家屋調査士会

<http://www.kanagawa-chousashi.or.jp>

いとりと

「繰り返される言葉の真意」

民主党から自民党政権に替わり、安倍首相が経済の立て直しを凶ろうとしています。それ自体はいいのですが、マスコミに登場する経済学者や政治家は、バカの一つ覚えのように「規制緩和」を唱えています。

規制緩和をすれば、内需が拡大し、経済が活性化して良くなると言うが、そんなに魔法の薬なのでしょう。

規制緩和は、さらなる競争を促して弱肉強食を加速し、極端な価格競争の果てにくる寡占化をもたらすと、私は理解しています。グローバリゼーションを旗印に、お題目を是として、このまま推し進めても、全てがよくなるなんて思っていません。「グローバルな国際競争についていけない。」と言うが、そもそも地球規模で仕事をしていないので、私には関係がない。やはり、ある程度以上の経済規模の企業の論理なのでしょう。

調査士同士の競争は、まだいい。問題は資格を持たない者が、参入してきて仕事を取って行くことです。規制緩和をして自由競争をすることと言うことは、それも有りと言うことですね。私は、はっきり言ってグローバリゼーションも規制緩和も反対です。小さな規模の商売の場合、自由競争の市場では、生き残っていくことは困難です。昔から、個人の努力で商売をしてきた店舗や家族経営の会社がやっていけない。みんながトータルなサービスをする商売を目指せるわけではありません。私の子供の頃にはあった、町の魚屋さんや八百屋さん、パン屋さんの店がなくなってきています。

かつて、タクシー料金の激しい価格競争で運転手の給与が下がり、勤務の激化で事故が増えたと言う。今や、航空機の業界でそれが起きつつある。規制緩和によって起こる問題のほんの一例です。(ネットで米国の事例に注目！)

ある政治家は、規制緩和によって起こりえる弊害には、セーフティネットだ、と言ってごまかしています。壊しておいて、弱者を救うシステムを、国費を投じて作るのですか？問題提起なので、整理された議論でないことは承知しています。言いたいのは、まことしやかに繰り返される言葉には、特に注意していかなければ、それに同意したことになるということです。

今、この国に生活する一人一人の将来のための議論を真剣にしないと、誰かの思惑だけで事が決められていくという心配を、強くするこの頃です。

川崎支部 林 健二

表紙

撮影・文 県西支部 山口 宏幸

毎年1月2日、3日に開催される箱根駅伝の往路ゴール地点を撮影してきました。

車で走っても大変なのに、駅伝で山登りをする選手は本当にすごいないつも思います。

撮影地付近では普段、人が少ない印象もあるかと思いますが、芦ノ湖に来る観光客で普段から賑わっています。今年3月には、芦ノ湖を遊覧する新型の海賊船がデビューするとの事ですので、おすすめの日帰り旅行スポットです。

目 次

土地家屋調査士倫理綱領	
1. 使命	不動産に係る権利の明確化を期し、 国民の信頼に応える。
2. 公正	品位を保持し、公正な立場で 誠実に業務を行う。
3. 研鑽	専門分野の知識と技術の向上を図る。

東日本大震災『被災地からの発信』報告	2
法律よもやまばなし	17
公嘱だより	19
平成24年度第2回会員・一般研修会	20
平成24年度新入会員研修会	22
境界鑑定業務等業務研修視察研修	24
土地家屋調査士試験合格者ガイダンス	26
土地家屋調査士インプリメント	27
県公共嘱託登記土地家屋調査士協会総会	28
平塚江南高校 キャリア教育支援事業	29
県立向の岡工高出前授業	31
県立小田原城北工高出前授業	32
県立藤沢工科高校出前授業	34
川崎支部 北部六土業合同無料相談会	36
川崎支部 南部六土業合同無料相談会	37
県央支部 暮らしと事業に関する無料よろず相談会	38
湘南第一支部 ミニバスケットボール大会	39
県央支部 厚木市少年サッカー土地家屋調査士杯	40
同好会だより	41
調査士ねっとわーく	42
新入会員自己紹介	44
訃報	47
編集後記	
会員異動	

会 務 日 誌 (抄) <平成24年12月17日～平成25年3月26日>

<p>12月</p> <p>17日 第3回支部長会議</p> <p>19日 登記相談会4件(有野相談員)</p> <p>19日 第8回総務部会</p> <p>20日 第8回研修部会</p> <p>20日 第8回研修運営委員会</p> <p>21日 第8回業務部会</p> <p>22日 平塚江南高校キャリア教育支援事業(鈴木理事、西野支部広報員)</p> <p>26日 登記相談会3件(藤野相談員)</p> <p>1月</p> <p>8日 第9回業務部会</p> <p>9日 登記相談会2件(村田相談員)</p> <p>9日 第10回常任理事会</p> <p>9日 湘南第一支部賀詞交換会(海野会長)</p> <p>10日 埼玉会賀詞交歓会(海野会長)</p> <p>11日 東京地方税理士会賀詞交歓会(奥田副会長)</p> <p>11日 神奈川県司法書士会賀詞交歓会(岩倉副会長)</p> <p>16日 登記相談会1件(甘粕相談員)</p> <p>16日 日本土地家屋調査士会連合会賀詞交歓会(海野会長、奥田副会長、福本副会長)</p> <p>16日 第6回境界鑑定等業務研修</p> <p>17日 第9回総務部会</p> <p>17日 第5回財務部会</p> <p>17日 県立小田原城北工業高校出前授業</p> <p>18日 神奈川県建築士事務所協会賀詞交歓会(岩倉副会長)</p>	<p>18日 秦野国県市合同行政相談所(鈴木理事、清田会員)</p> <p>21日 第6回広報部会</p> <p>21日 第9回研修部会</p> <p>21日 第9回研修運営委員会</p> <p>22日 東京会賀詞交歓会(海野会長)</p> <p>22日 神奈川県測量設計業協会賀詞交歓会(岩倉副会長)</p> <p>22日 神奈川県行政書士会賀詞交歓会(餅田副会長)</p> <p>23日 千葉会賀詞交歓会(海野会長)</p> <p>25日 第1回表示登記適正処理委員会</p> <p>25日 第5回理事会</p> <p>26日 湘南第二支部賀詞交歓会(海野会長)</p> <p>30日 登記相談会3件(清田相談員)</p> <p>2月</p> <p>4日 第11回常任理事会</p> <p>6日 登記相談会1件(本橋相談員)</p> <p>6日 第2回ADR・筆界特定・境界鑑定推進委員会</p> <p>8日 県立磯子工業高校出前授業</p> <p>13日 第7回広報部会</p> <p>13日 第10回研修部会</p> <p>13日 登記相談会2件(栗田相談員)</p> <p>14日 第10回業務部会</p> <p>14日 第1回選挙管理委員会</p> <p>17日 関プロ内日調連役員との打合せ(海野会長、奥田副会長、餅田副会長、市川部長)</p> <p>19日 第10回総務部会</p> <p>19日 第6回財務部会</p>	<p>20日 登記相談会2件(大竹相談員)</p> <p>21日 第2回会員・一般研修会</p> <p>22日 登記事務連絡協議会(海野長、岩倉副会長、伊東部長、佐川部長)</p> <p>23日 鈴木洋美氏黄綬褒章授章記念祝賀会(関名誉会長、海野会長、岩倉副会長)</p> <p>24日 木村保成氏黄綬褒章授章記念祝賀会(海野会長)</p> <p>26日 第6回理事会</p> <p>3月</p> <p>1日 大和支部設立40周年祝賀会(餅田副会長)</p> <p>2日～3日 新入会員研修会</p> <p>4日 神奈川県大規模災害対策土業連絡協議会(奥田副会長)</p> <p>5日 第12回常任理事会</p> <p>5日 相談役会</p> <p>6日 登記相談会1件(加野相談員)</p> <p>7日～8日 第2回全国会長会議</p> <p>12日 山本暁氏藍綬褒章授章祝賀会(海野会長)</p> <p>13日 登記相談会4件(西田相談員)</p> <p>14日 第7回財務部会</p> <p>14日 第4回支部長会議</p> <p>15日 第11回総務部会</p> <p>19日 第8回広報部会</p> <p>22日 第11回業務部会</p> <p>23日 杉山勇氏黄綬褒章授章記念祝賀会(海野会長)</p> <p>25日 第7回理事会</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

東日本大震災「被災地からの発信」報告

「東日本大震災報告会～被災地からの発信～」

昨年12月14日から16日にかけて、東日本大震災被災地岩手・宮城・福島の三会は「東日本大震災報告会」を仙台にて開催されました。

3日間の開催期間中に全国から400名を超える土地家屋調査士が集まり、会場での被災地の報告会と、最終日に地元会員の案内により被災地の視察を行いました。

「風化するのが恐ろしい」 「被災地の事を忘れないで」

現地で聞いた声です。広報部では報告会参加者から、被災地を見て感じたことをそれぞれお伝えしたいと思います。

取材記事を通じて、日頃から首都圏直下型地震に備えて下さることを願います。 広報部

3・11 被災地から

広報部長 有野 拓美

2011年3月11日、皆様はどう過ごされましたか。

私は激しい揺れに電柱が建物の軒を叩きながら電線はビュンビュン鳴り、道路には地割れが起きてブロック塀も倒れたところで測量作業中でした。

震源の東北太平洋岸では大自然の猛威にさらされたところがあったのは新聞テレビの映像でご承知のとおりです。あれから3年目を迎えます。新聞などの報道により、その後の被災地の状況は



会場風景

伝わって参りますが、被災地3調査士会が主催された報告会で被災地の様子を伺って参りました。

報告会には、全国北海道から沖縄までの単体会から主催者発表381名の参加がありました。報告会は被災地会から災害時の対応など体験を通じての報告があり、被災体験者から「まず真っ先に家族の安否確認。電話回線が使えなくとも電子メールならいつかは届くから電子メールを活用したほうが良い。」泥水をかぶり、寒さに震えながら得られた貴重な教訓だと思いました。

そして「復興、復興と言わないで、自分たちには復旧なんだ」そして「私達は今もこうしている事を忘れないで応援してほしい」翌日、被災地に立って身にしみる言葉になりました。

被災地は見渡す限り360度、人の生活の匂いは何もありません。被災して鉄骨むき出し建物がポットン、コンクリート建物がポットンと残っただけでした。見学地の陸前高田市では、街全体を7～8mほど嵩上げする計画のある事情もありましたが、個人や事業所の新築は行われておらず津波の破壊力の恐ろしさを改めて感じました。



早い復旧が望まれる生活の足、鉄道の被災状況

被災地の移動中のバスの中では被災地会員から体験談があり、震災直後3日間まず必要なものは水と食料、5日くらい経つとタバコ・酒類などの嗜好品、10日すれば風呂に入りたくなる。これも貴重な体験談として伺いました。

車窓から見える市街地の風景は、津波を受けてコンクリート基礎だけが残る街の跡、川の中に橋脚だけ残った国道・鉄道の橋の跡、鉄道のトンネルから先の無い線路敷きの跡、津波で市街地に流された動かしようのない300トン級の大きな船など津波の強烈さをまざまざと見せつけられました。



津波に押し流されて市街地を塞ぐ船、保安が検討されている。

また大地震は津波被害のあと、小さな避難所や内陸部の被害者に復旧支援の行われ方に差が起きたことも知りました。福島第一原発の事故も起きましたがここでは触れません。現状を見

て、皆さんが考えて下さい。

被災地を訪れ感じたことは、人が住む街の復旧に一刻も猶予は無い。復旧・復興作業が進まないのはなぜだろう。様々な規制・権利が絡むのでしょうか、激甚災害の場合は特別法により、全体の公共の福祉を最優先して規制や個人の権利は制限してもよいのではないのでしょうか。

復旧のためには平常時の規制を受けず、復旧



被災した市街地の今の様子

工事に集中できるよう国民全体が考えるべきではないでしょうか。私たちも震災復興税を、本年1月から領収書様式も変えて源泉徴収税の際に加算されて納税します。

「国は直ぐに動かない」首都圏直下地震がいつ起きてもおかしくない、皆様に被災地の現状は、明日は我が身と思い知るべきでしょう。

震災に遭われた方々の悲しみは、何年たとうとも消えることはありません。東日本大震災は、昔の教訓が生かされていない、国や県、市町村の規制値が甘くて人災ではと聞きましたが、様々な体験を教訓として経験が生かされることを願うばかりであります。私は海沿いの知らない街では標高に気を配り、地震に遭遇したら一番に高いところに避難することだと思いました。

被災地調査士会員の皆様、命をかけた貴重な体験談をありがとうございました、最後に東日本大震災で亡くなられた方々のご冥福をお祈りし、被災地の早期復興を願います。

平成 24 年 12 月東日本大震災 報告会レポート

研修運営副委員長 尾上 雄一郎

仙台駅の改札を出て駅前ロータリーに向かうと宮城県土地家屋調査士会のノボリを持った方々が出迎えてくださいました。「本日報告会に参加します!」と早速挨拶。面識のない方でしたが、同じ土地家屋調査士として挨拶が出来て、仙台入り早々とても嬉しく感じました。

仙台の地を踏むのは20年ぶりくらいでしたが、やはりさすがの大都市です。「復興」などの文字が入った震災復興関連の横断幕や広告が目につくかと思っていたのですが、ほとんどそういうものもなく駅前には去年の震災など無かったかのようでした。

昼食に名物牛タンをいただき、タクシーにて報告会の開催場所である仙台国際センターに向かいました。この仙台国際センターは青葉山のふもとにあるのですが、ふと会場入り口近くの道路脇を見ると「仙台城跡の石垣が崩れたため、市道仙台城跡線は一部通行止め」の看板が目に入りました。「はて、大雨でも降ったためかな」と思ったのですが、タクシーの運転手さんの話によると、震災で石垣が崩れたまま未だに復旧していないとのことでした。青葉城跡という名跡の周辺道路の復旧が途上とは。クリスマスモードで賑わう駅前を少し離れるとやはり震災の影響を感じざるを得ません。

そして、会場入りを果たし報告会が始まりました。基本的に被災3県それぞれの会員の方が各県単位で報告をしていく進行です。会員による報告は、被災体験を主としたものでした。ときに思い高まって言葉を詰まらせる報告者の方もいらっしゃいました。やはり当事者による語りには重みがあります。各種報道などで見聞きするだけでは得られない貴重な体験でした。

一方で「職権滅失登記の調査」や「地図修正

作業」等の震災に関する調査士業務については、時間的には短めな報告となりました。震災関連業務に関して若干駆足な報告になったことについては、実行委員長の鈴木修宮城県土地家屋調査士会会長が後日ご自身のブログでも「また別に説明の機会を持ちたい」と書かれていますので、今後その機会を待ちたい・作りたと思いました。ただ、震災に関する土地家屋調査士業務については、「筆界の移動」問題を筆頭に平成7年の阪神・淡路大震災時の対応を基本的に踏襲していると理解しています。したがって、今回の震災特有の各論的なものに興味はもちろんあったのですが、むしろ被災した会員の貴重な体験談を多く聞くことのできた本報告会の構成はとても良かったと思います。報告会と前後して行われた被災地視察ツアーとあわせて、報告会主催者の主眼もそこに、つまり現場の様子や声を直接見聞き体験し、それを調査士業務にフィードバックしてもらうことにあったのでは思っています。

ところで、「被災3県」とまとめて表現してもその実情は様々です。被災体験や復興への思いを時には熱く時にはユーモアも交えつつ語る岩手会、宮城会の会員の方々の報告と比べると、福島会による報告のトーンは一様に沈鬱に感じました。原発事故による影響により現在進行形で被災して復興計画すら立てられない福島会の現状。「震災業務の報告」として放射能対策や除染が話題としてあがってくる特異性。「原発事故による警戒区域内に係る分筆登記申請は登記官による実地調査での確認が困難なため申請を却下することとする」旨の事務連絡も資料として配布されました。今回報告会会場のロビーには、主催3県各会が倒壊建物の写真や地図修正作業の様子をパネル展示していましたが、福島会は線量計や放射線防護服をあわせて展示していたことから福島会の複雑な思いを感じました。福島会橋本副会長は苦しい福島会の現状

の報告の最後に来年放送予定の福島県会津地方を舞台したNHK大河ドラマ「八重の桜」のポスターをスクリーンに写しつつ、会津を観光して福島をこれからも応援して欲しいと語りました。現地に足を運び、実際のお話をうかがうことの大切さを今回の報告会(と翌日の被災地視察)であらためて認識しました。是非会津地方も含めて東北に足を運びたいと思います。

今回の報告会に登壇された主催3県の方々は皆さん支援への感謝の言葉を述べられていましたが、復興作業をしつつ今回の貴重な報告会を企画開催して下さったことに対して、参加できた私のほうこそ御礼をしなくてはならないのと思いました。本当にありがとうございます。

「ことば」のちから ～ 『被災地からの発信』に寄せる

研修部長 佐川 祐介

2011年3月11日に、おもに東北地方の太平洋沿岸部を襲った地震や津波による惨憺とした被害の状況や、福島第一原子力発電所の事故災害による甚大な影響は、新聞、テレビ等のマスコミにより、これまでも、数えきれないほどの報道がなされるのに接し、また、この大震災に関連したシンポジウムの開催も耳にすることが多い。しかしながら、この報告会は、被災地となった宮城県、福島県、岩手県の各土地家屋調査士会の協同により企画され、土地家屋調査士としての視点を通して、現地での有り様やその対応などについて語り伝えるものであると聞き及んだことに、強い関心を抱いた。いつかは、おそらくは、自分自身も震災の直接当事者となるであろうことは、決して不思議なことではないし、その可能性のないものではなかろう。そのときは、いったい、何が起こるのか、何ができるのか？ 個人として、家族として、地域住民として、そして、土地家屋調査士として？

報告会は、3部構成で行われた。第1部「被災体験を聞く」、第2部「土地家屋調査士と震災業務」、第3部「震災と土地家屋調査士」、である。

第1部の所要時間が当初の予定より大幅に押ししてしまったためか、第2部の報告の、おそらくは大部分が割愛されてしまったのは非常に残念ではあった。しかしながら、第1部において、事務所や自宅が被災された会員の方々の体験談は、実際にその五感を通して経験した者でなければ語るこのできない現実を、聴衆の胸のうちに刻みつけたことだろう。そのなかの、印象に残るいくつかの「ことば」を紹介する。

「津波てんでんこ」～大船渡市内の事務所が被災した。海岸からは3kmほど離れているが、30分後に津波が到達。ちなみに「てんでんこ」とは、「それぞれ」といった意味の方言で、地元では昔から、地震が起きたら、なりふり構わず、他人や親兄弟にも構わずに、とにかく津波から逃れる、といった教訓として伝えられてきた。今回、大きな揺れが収まった直後、まずは職員を帰し、最後に自分が避難しようとしたら、事務所の前で、先に車で待機していたはずの妻がいない。見るとその車が、猛スピードで走り去っていく。手を振り、大声で呼びながら追い駆けたが、待つてはくれなかった。その時はすでに、足首あたりまで波が来ていた。

「被害を大きくしたのは、ここまで津波が来ないという思い込みがあったからかもしれない」～宮城県南部にある自宅が津波に遭った。いったん避難したにもかかわらず、家の様子を見に戻って命を落とされた方もいた。自宅が流されることはなかったが、1階部分が壊滅し、大切な家族の思い出を失った。津波の激流の中に自宅がたたずむ映像を入手したので上映する。

「野生化した牛は捕獲困難。豚などが民家に入り込み、食糧を喰いあさっている」～事務所が原発から半径20km圏内にあるため避難中。

一時帰宅するにも、通行許可証をとり、防護服を着て、検問所を通らなければならない。もとは家畜だった牛や豚が野生化し、なかでも被災後に生まれた牛は捕獲が困難。立入りが制限されているため、人の手が入らずに荒れてしまう家も多い。圏外の周辺地域を移動するにも、大きく迂回路をとらなければならないため、業務に支障をきたしている会員もいる。

「事前のマニュアルは、機能しない」～宮城会社役員。14日に対策本部を立ち上げたが、ゼロから手探りの状態で、臨機応変に対処するしかなかった。全国から物資の支援を受けたこと、会員が手分けして配送に尽力してくれたことに感謝する。

この第1部の報告のさなかに、震度4の地震が発生。会場に一時、緊張が走ったように感じたが、現地の方々は、もう慣れてしまった様子。いまだ彼の地を取り巻く状況の一端を垣間見る。

第3部は、早稲田大学大学院法務研究科教授である山野目章夫先生による総括となった。ちなみに先生は、福島県出身であり、阪神淡路大震災による被災マンションの復興に関する研究で著書も出されている。

「建物の滅失は、新築の逆の事象ではない」～単に建物認定要件のいくつかが失われたでは済まされない現実がある。法律上の申請義務者の意思による滅失ではなく、現地で調査に協力している土地家屋調査士が判断に苦慮している一因でもある。

「被災マンションの復興ということが、神戸と異なり、東北ではほとんど問題にならない。それがかえって、被災の深刻さを浮き彫りにしている」～阪神淡路大震災発生当時の経験を踏まえて見れば、まず、日本経済全体の活力が低下しているのではないか。それは再建への意欲にも大きくかかわる。ただし、今回の被災地域のほとんどは、市街地でなく、そもそもマン

ションが少なかったのではないかと考えられる。あるいは、マンションの再建が議論に取り上げられないほどに、沿岸部が徹底的に壊滅させられたということかもしれない。それは、復興ということばをたやすく使ってほしくないほどに、事態の深刻さを露呈しているのではないか。現地の人々は、「復興」ではなく、「再生」をこそ望んでいるのかもしれない。

「震災で両親を失った子らの未来にも、思いを致さなければならない」～両親、すなわち親権者を震災で一度に失った子らの直面する問題、その子らの権利保護にも目を向けなければならない。一方で、これらの課題に関する法律上、実務上の取り扱いを見直さなければならない契機もみられる。

翌日は、被災地バス見学に参加した。南三陸町志津川地区、気仙沼市鹿折地区、陸前高田市内をめぐる。移動中の車内では、おもに気仙沼支部会員の方が案内役を務められ、自らの体験を語り聞かせてくれた。彼女の語る「現実」のすべてをここで伝えることのできないことが、もどかしい。彼女の話は、被災建物調査についての悩み多い滅失の認定や、建築設計事務所も兼業する目から見た、被災建物の有り様、被害の違いなどの、プロとしての視点ばかりでなく、現地で暮らす生活者としての視点、すなわち、被災直後からの地域住民がとった行動に関する見聞など、多岐にわたる。例えば、

コンビニエンスストアや、商店の対応。停電のためレジスターなどが使用不能のなか、少しでも多くの人々の手に生活必需品が渡るよう懸命に努力した店。その一方で、物資の不足に乗じ、客の足元を見て高値を付けた店は、その後、地域住民の信用を失った。

津波で流された家財をあさる盗人。こじ開けられた金庫が点在していた。漁村地区では、泥棒除けのまじないとして、昔から多額の現金を台所の鍋の中などに保管する習慣があったが、

それがかえって災いとなり、当面の生活資金をも失うこととなってしまった。

もともとは同じ集落に暮らしていた者どうしなのに、家を失った住民とそうではない住民とのあいだに、疑心や軋轢が生じ、互いの不信感が増幅した、など。

被災することもなければ、おそらくは、見聞きすることもなかったであろう、見聞きしたくもなかったであろう、人間の卑しさ、醜悪さといった一面を、否応なく突きつけられたに違いない。たまたま目にした彼女の手許のノートには、手書きの文字がびっしりと書き込まれていた。きっとこの日のために、周到に準備を重ね、自らの経験に照らし、語り伝えるべきことばを探し求め、心を整理していたことだろう。たびたび繰り返された「という現実があったのも事実なんです」という語り口が、今も耳に残る。

陸前高田市の語り部ガイドは、もともと当地の観光ガイドだった男性。地元の訛りを連発しつつ、かつての高田松原の景観を写真で示しながら、目の前に広がる光景との落差をサービス精神たっぷりに案内する。

「白砂青松の美観が失われたあとになって、かえって観光客が増えた」～マスコミで有名になった奇跡の一本松は、ただいま入院中とのこと。

当初は、そのユーモアともアイロニーとも取れる語り調子に、やや戸惑いも覚えたほどであったが…。

「もっとも情報が必要な場所、人々に、今、何が起きているのかが、伝わらなかった」～被災した旧市庁舎の前にて。今も被害の状況が生々しく残る。設けられた祭壇に合掌。

「表面上がれきが片付けられ、整理されたように見えるが、肝腎の生活の復興には程遠い」～がれきの分別、処理については、もはや素人のできることはない。復興費の振り分けについては、もっと地元の意見を汲み上げてほしい。被災直後は、電気も風呂もしばらく使えず、嫁

ぎ先の娘、親類や知人からの援助で何とかしのいだ。

彼もまた、被災者のひとりであり、故郷の再興を心から願っていた。地域の雇用促進にもできる限り協力している、とのことであった。

以上の「ことば」は、私の記憶を頼りに、ほんの一部を書き出してみたにすぎない。彼らが大量の聴衆の前で、自身の体験を語れるにいたるまでに、どれほどの葛藤や、乗り越えなければならなかった心の痛み、つらさがあったかは、私には、推測してみることもしかできない。しかし、個人的、主観的な経験というものを対象化し、他者に伝え、共有するという営みは、「ことば」によってこそなされ、「ことば」によってのみ可能となる。

『旧約聖書』の創世記では、天地創造は、ことば(ロゴス)によってなされたとされる。ならば、いったん破壊された大地や人間の営みの再生も、「ことば」のちからが契機になることによって、成し遂げられるに違いない。

ちなみに、土地家屋調査士制度広報キャラクターの「地識くん」は、ミネルヴァのふくろう、すなわちローマ神話の知恵の神の使い(それはたびたび、知性や哲学の比喩として用いられる)をモデルとしたと、どこかで読んだ記憶がある。その出典は、ヘーゲル『法の哲学』序文であるが、彼はこの序文において、哲学の確信するところとして、「理性的であるものこそ現実的であり、現実的であるものこそ理性的である。」と宣言し、その序文の末尾を次のように結んでいる。

熱きにもあらず、冷やかにもあらず、それゆえに吐き出されるようなしろものたる、真理にだんだん近づく哲学などでもっては理性は満足しない。他方また、この現世ではたしかに万事がひどいか、せいぜい中くらいの状態だということは認めるが、そこではどうせましなものは得られないものとし、それゆえただ現実との平和が保たれさえすればいいと

するような、冷たい絶望でもって理性は満足しない。認識が得させるものは、もっと熱い、現実との平和である。

世界がいかにあるべきかを教えることにかんしてなお一言つけくわえるなら、そのためには哲学はもともと、いつも来方がおそすぎるのである。哲学は世界の思想である以上、現実がその形成過程を完了しておのれを仕上げたあとではじめて、哲学は時間のなかに現われる。これは概念が教えるところであるが、歴史もまた必然的に示しているように、現実の成熟のなかではじめて、観念的なものは実在的なものに向こうを張って現われ、この同じ世界をその実体においてとらえて、これを一つの知的な王国のすがたでおのれに建設するのである。

哲学がその理論の灰色に灰色をかさねてえがくとき、生の一つのすがたはすでに老いたものとなっているのであって、灰色に灰色ではその生のすがたは若返らされはせず、ただ認識されるだけである。ミネルヴァのふくろうは、たそがれがやってくるとはじめて飛びはじめる。

～ ヘーゲル『法の哲学』藤野渉・赤沢正敏訳 中央公論社(中公バックス世界の名著44)より引用

ここにいう灰色の理論とは、ゲーテ『ファウスト』に登場する悪魔メフィストフェレスの甘言「ねえ君。すべての理論は灰色で、緑に茂るのは生命の黄金の樹さ。」に由来するが、学生を誘惑する悪魔の嘲りに、我々は軽々しく乗せられてはならないだろう。「ことば」は、経験を対象化することによってもたらされるが、現実世界の出来事と対峙し、それに働きかけることのできる手段となるのは、「ことば」によって獲得される知性(理性)にほかならないのだから。

破壊の先にある再生と創造、その原動力となるべき第一歩は、「ことば」のちからにあることを、信じたい。それらを受けとめる我々の可能性とともに。

東日本大震災報告会 及び被災地の視察を経て

研修運営副委員長 島村 賢

先日、東日本大震災報告会「被災地からの発信」に参加してまいりました。報告会は、大震災により大きな被害を受けた宮城県、岩手県、福島県の土地家屋調査士会の主催により行われました。

報告会は3部構成であり、第1部では被害を受けた土地家屋調査士から貴重な被災体験をお聞きすることができました。大震災の直後から、被災の状況についてはテレビやラジオ、インターネット、新聞、雑誌等様々な形で情報に触れてきたつもりではありましたが、やはり直接でお聞きできるお話しはとてもありアリティに満ち、お話を頂いた方それぞれのご苦勞が伝わりました。そして、そのような状況にあるときの心構え等についても述べられ、また如何に平時の準備が必要かを教えていただきました。第2部では、土地家屋調査士と震災業務に関して語られました。地震により形状を変えてしまった土地の境界の扱いや建物滅失の判断基準、延いては液状化や水没による土地の滅失についての考察など、日常においては考える機会もないような諸問題を突きつけられました。これは決して他人事ではなく、同じ日本に住む以上いつかは我々も直面する問題なのだと思います。第3部では、早稲田大学大学院法務研究科教授山野目彰夫氏による、震災と土地家屋調査士についてのお話でした。著名な方でしたが、自分が直接お話を聞く機会に恵まれたのは初めてのことでした。第2部での講義内容を踏まえ、法律家としての見地から、現在震災を原因として問題となるであろう事項についてのより詳細な解説、そして今後法律の整備を待たれる諸問題についてのお話をお聞きすることができました。講義内容もさることながら、その理路整然なお

話しぶりには感銘を受けました。

翌日は、「被災地視察バスツアー」に参加いたしました。津波による被害が甚大であった宮城県北部から岩手県南部を巡るというもので、筆舌に尽くしがたい悲惨な現状がございました。

しかし、瓦礫に囲まれながらも復興に向かっていこうとする人々の存在は強く感じられ、人がそこに生きていることが希望そのものなのだと思います。

それらの風景の中でとても心に残った



南三陸町防災対策庁舎付近

言葉がありました。「なつかしい未来へ」、そう書いたポスターがコンテナハウスの壁面に大きく貼られていたのです。「過ぎ去りし日々には戻れない。しかし、そこにこそ帰りたいのだ。」自分はそう理解しました。絶望の中に希望を見

出そうとする中で心の底から搾り出されたようなこの言葉に、被災地の方々の痛切な願いが込められているように感じました。この願いが叶うことを応援したいものです。



南三陸町防災対策庁舎



敷地一帯が水没した建物



陸前高田市庁舎



陸前高田市庁舎内の現状

「東日本大震災報告会」及び「被災地バスツアー」に参加して

研修部理事 鈴木 貴志

平成24年12月15日に開催された「東日本大震災報告会」及び翌16日に企画された「被災地バスツアー」に参加してきた。

まずは報告会、会場の「仙台国際センター」は東北大学のすぐ近くだが、私は調査士試験をこの東北大学で受験したので、少し懐かしい感じがした。報告会は、被災3県の調査士会会員による「被災報告」及び「土地家屋調査士と被災業務」に関する講演、早稲田大学山野目教授による講演（東日本大震災と土地家屋調査士）であったが、印象に残ったのは山野目教授の話であった。

建物の表示に関する登記において、「表題登記の要件」と「滅失登記の要件」で物理的状況の線引きがイコールではないという話である。日常業務の中では無意識に使い分けているが、改めて認識させられる話であった。例えば、登記されている建物において、津波により外壁・屋根等が無くなってしまった場合、この建物は不動産登記法上滅失したことになるのか…。実務上の取扱は別にして、考え方は分かれるのではないであろうか。単純に考えれば「外気分断性が無くなったので滅失」、別の考え方は「外壁・屋根を補修すれば外気分断性が回復するので滅

失ではない」などなど、正解は今後の研究に任せるとしても、日常業務の中で「表題登記の要件」と「滅失登記の要件」の物理的状況の線引きを使い分けていることは事実であり、そのことにほとんど疑問を感じていなかった自分が居たことも事実である。登記官と建物の認定や滅失の認定で議論するとき、自分は常にどのような見解で望むのか、おれないように自分なりに確認しておくのも良い。

次に「被災地バスツアー」で印象に残ったことだが、これは前日の報告会とは真逆であった。前日は被災体験より、登記云々が印象に残ったのだが、現地に行くと、そうはならない。やはり被災体験の話ばかりが印象に残り、登記がどうかという話は霞んで消える。もちろん、登記の仕事で現地を訪れたり、何か特別な目的を持って被災現場を訪れるなら見方も異なると思うのだが…。

被災体験を聞いて思うことは、「やはり、この世は不条理である。」ということであった。恵まれた者とそうでない者の差は歴然とするようである。一番は生き残るか、そうでないかだが、それ以降の状況もかなり差がある。

まず、災害からの避難、具体的に今回の場合は、津波からの避難であるが、この場面で不条理を感じることはなかった。印象に残ったのは、それ以降である。親類に救援物資を届ける際、同じように被災している近所の人



達から目をそむけ、自分の親類のみに食料を届けた人の話など、理屈抜きで納得してしまう。「全ての人を助けられない状況になったとき、助けるのは自分か、家族か、或いは他人か？」もちろん正解などあるはずもなく、ただ自分がどれを選択するかのみである。反対の立場になれば、助けてくれる人が自分を選択するかどうかで状況が変わってしまう。当然と言えば当然のことだが考えさせられる。連合会から救援物資を受けた会員は非常に感謝していた。これは選ばれた人の感想である。ただそのとき選ばれなかった人(会員以外一般人)は…。どんな人でも社会の中で生きている限り何らかの人間関係が存在しているのだから、全く私(公共機関以外)の支援が受けられない人は少ないとは思うのだが…。今回、支援(救援)という場面で自分が何を選択し、どういう結果になったか、少し色々な角度から思い起こしてみると、今後の自分の選択に影響を与えるかもしれない。もし今、私が支援する側として選択するとすれば…。また支援される側になったと想定したら…。もちろん選ばれる人になりたいに決まっているのだが…。選ばれなかった場合は…。

『東日本大震災報告会～被災地からの発信～』に参加して

広報部次長 中川 裕久

はじめに

平成24年2月20日の一般会員研修で、講演した宮城県土地家屋調査士会の鈴木修会長と意見交換をして以来、「泥かきも立派なボランティア。しかし神奈川県もいつか必ず被災地になる。土地家屋調査士として現在の被災地の状況を調査、研究し、神奈川県が被災した時に役立てることが最大のボランティアである」と考える」という会長の話がずっと気になっていた。実際に

被災地を見て話を聞けば何かヒントが得られるのではないかと思い今回の報告会に参加した。

土地家屋調査士と境界復元

震災後に我々の専門知識が活用できる最大の場面はやはり境界の復元であろう。ブロック塀など工作物の上に鉤やプレート標を設置することはよくある事だが、地震で倒壊し亡失してしまうことは容易に想像がつく。破壊された建築物、工作物の復旧にはまず境界点の復元が必要であり、それも可能な限りスピーディーに行う必要がある。そのために復元の手法を研究、確立することは土地家屋調査士としての責務であると思う。

地殻変動と境界復元

平時の境界復元と震災後の境界復元との大きな違いは、地殻変動により境界点はもちろん基準点についても位置が大きく移動してしまっていることである。それも単純な平行移動であれば、境界点と基準点の相対的な位置関係が変わらず逆打ちによる境界復元も可能になるが、実際には移動量は均一ではなく、“ゆがみ”を生じていることで復元がより困難になる。震災後の筆界の取り扱いとしては『地震による地殻の変動に伴い広範囲にわたって地表面が水平移動した場合には、土地の筆界も相対的に移動したものと取り扱う。なお、局所的な地表面の土砂の移動(崖崩れ等)の場合には、土地の筆界は移動しないものとして取り扱う(平成7年3月29日法務省民三第2589号回答)』との通達があるが、移動の原因が主に地殻変動によるものなのか、地滑りなどによるものなのか(地滑りした場所も地殻変動は起こしているはずだが、平均的な地殻変動を超える移動が地滑りによって起こっているという意味)の見極めについても、手法を研究する必要がある。

パラメーター変換と境界復元

ゆがんで移動した境界点(座標値)の修正にはパラメーター変換を用いることになるが、仙台

市太白区内の14条地図整備地区にて検証のための再測量を行い、パラメーター変換後の座標値の正確性を確認したところ、差異が1cm以内で、有用性が認められたとの報告があった。比較的地盤が安定した場所であれば有効だと思う(ただし中には、見た目は異常が無くとも5cm以上差が出た境界点もあり、やはり個別の検証は必要)。しかし、移動が不均一でパラメーター変換が使えない場所も多く、このような場合はケースバイケースで対応することになるが、可能な限り多くの事例を収集できればと思う。また、『地図の街区単位修正作業及び土地の境界復元作業の概要』として、現地の点検測量の方法と、その結果を元に行うべき作業内容を示したフローチャートが資料として配布されたが、この貴重なフローチャートを元により具体的な手法を研究したいと思う。

公共基準点を用いた一筆測量の目的とは

公共基準点を用いる一筆測量の目的は精度を高めるためではない。どんなに丁寧に測量しても、得られた成果(座標値)が与点の精度を上回することは決してありえないからである。土地の形状と面積を求めることに限定すれば、1級基準点から2級、3級、4級と順次測量された基準点成果を用いた測量よりも、任意座標値で局地的に測量された成果のほうが高精度である事は明らかである。やはり、公共基準点を用いる測量のメリットは境界点の復元にあると思う。境界点が公共座標値で電子基準点と関連付けられていればパラメーター変換が可能になり、地滑りによる局地的な境界点の移動か否かの判断も可能になってくるはずである。

一筆測量と GPS

地図が未整備の場所で測量を行う場合、市区町村が設置した公共基準点が近傍に無い、配点に問題がある、より高精度に測量を行う必要がある、などの理由により任意座標値による測量を行わざるを得ない場合は多いと思う。GPS測量器を用い、電子基準点を与点としてスタティック法による基準点を設置し、それを元に一筆測量が出来れば理想だが、残念ながらそれでは余りにも依頼者への負担が大きすぎる。発想を変え、電子基準点を引照点(恒久的地物の代替)と捉え、仮想電子基準点方式のGPS測量を用いて任意座標による成果を公共座標と関連付けることは出来ないだろうか。これも今後の研究課題としたい。

最後に

実際に被災地を見て、被災者の方々の苦悩と絶望、苛立ち、怒りを痛いほど感じる事が出来た。しかし、自分なりの今回の目的が土地家屋調査士として何が出来るかを考えることであったため、そのような感情はあえて排除し、測量に関することのみを記述した。またここに記述した事項はあくまでも“私個人の感想”で



あることに留意願いたい。

最後に、自身も被災者でありながらこのような報告会を企画運営して下さった関係者の方々に深く感謝したいと思う。

掲載写真について

- ・ 地図データに基づき復元した境界線(詳細は確認できなかったが、おそらくパラメーター変換したと思われる)と現況(現地境界杭)が大きく乖離してしまっている事例。
- ・ 当該地の地図を見ると道路や宅地がきれいに区画されていることから造成地と思われる。造成の際の盛土が地滑りを起こしてしまったのだろうか？
- ・ このような場所ではパラメーター変換が使えず、個別に復元と地図の修正を行うほか無い。
- ・ 隣地の所有者が移動してしまったブロック塀をめぐって、おのおの自分に有利な境界線を主張しているのが分かる。むしろ、パラメーター変換の結果を“正当な境界線”として押し通したほうが簡単かもしれない。しかし、建物の移動(隣地の建物は曳家中のようだ)、工作物の再構築などの手間と費用を考えると頭が痛い。
- ・ 道路が15cmほど押しつぶされている。このような場合でも従来の幅員を主張するのか行政の考えを聞いてみたい。ただし、幅員が4mの場合は、現況にかかわらず4mを確保すべきだろう。
- ・ 既に地図が整備され、正しい面積が登記されていた地区なので、境界の復元に当たっては面積的な有利、不利が可能な限り均一になるよう努める必要があるだろう。また、2mしか接道がない土地などは、やはり現況にかかわらず2mの接道を確保すべきだろう。
- ・ いづれにしても1軒とその周辺だけの測量、立会では解決することは困難だと思われる。街区単位で測量、調整、立会確認ができれば

よいのだが。

- ・ どのような結果でも、工作物の撤去や建物の移動(それが不可能な場合は土地の交換や売買)が必要になると思うが、復元後の境界点の位置について地権者の理解を得るためには、確固たる根拠が必要になろう。そのためにも事例の収集は重要だと思う。
- ・ この調査の目的は建築確認申請における建築敷地の確定で、建物表題登記の際の境界線からの離れの記載をどうするか問題が残る、との説明であったが、建物位置を公共座標値で特定する(建物の角の座標値を記載する)というのはどうだろう。

東日本大震災報告会

・被災地ツアーに参加して

広報部理事 野口 幸秀

東日本大震において特に太平洋側東北地方は、地震とそれに伴って発生した津波及びその後の大きな余震により過去にないほどの被害を受けた。2012年3月11日調べによると全国で死亡者15054名、行方不明者3155名、合計19009名、又、避難生活で体調を崩したなどの理由で亡くなられた「震災関連死」と認定された方も多数いた。そして福島第一原発事故による放射性物質拡散による被害と、今でも多くの問題が残されている。

その大震災より1年9ヶ月、私は当時の大地震・大津波の恐ろしさを実際に体験した人の話を聞き、今なお残る傷跡をこの目で見て肌で感じ、それを伝える事が一番大切なことだと思いついてこの企画に参加した。

12月15日、東日本大震災報告会が宮城県仙台市仙台国際センターにおいて、北海道から沖縄まで381名以上の会員が出席しました。バス旅行を兼ねて報告会に参加した会もあり関心の深さが窺われました。ちなみに、神奈川会会員

出席者数は個人参加者を含めて13名でした。宮城・岩手・福島3県の調査士会員の講演は、3県会員の被災状況・講師自身の被災体験・救援物資輸送の際の苦労された実体験談を伺った。

翌16日、被災地バスツアーでは、バスガイドさんや宮城会の地元会員から当時の模様、ご苦労、海岸線及び河川付近は津波による被害が多く、内陸部は地震による被害が多かったこと、川を5km以上さかのぼる津波の恐怖など体験された話を伺った。特に印象に残ったのは、地元の自衛隊員は自分の家族安否を確認する間もないまま、被災者を救助し続けていた話である。愛する家族の元へ直ぐにでも駆けつけたかったのではないかと思うと頭が下がる思いがした。

バスの中から見た景色は悲惨な状況が続き、特にJR気仙沼線の津波によって破壊寸断された橋脚が目に残る。一日数万人の利用者があった気仙沼線は、宮城県石巻市の前谷地駅から気仙沼市気仙沼駅を結ぶ、東日本旅客鉄道(JR東日本)の鉄道路線であり、三陸縦貫線を構成する路線の一つである。地震・津波により沿岸部を走行する柳津駅・気仙沼駅間が不通になっており、市民の足である鉄道の早期の復旧を求めているが、JR東日本によれば鉄道の完全復旧は中々困難なようだ。それでも市民の足を確保する為、2012年8月よりBRT(バス高速輸送システム)が気仙沼線の線路を取り外し、アスファルト舗装を施して、気仙沼線同様単線により、バスのすれ違いの為対向車の一方が待機所で待つシステムで運行を始めている。この運行により市民の買い物、老人の通院、高校生の通学に利用され生活の第一歩を踏み出しているようである。

最後に訪れた岩手県陸前高田市は、宮城県石巻市に次ぐ多くの方が犠牲になった。津波による被害が甚大で死亡者1555名行方不明者240名、そして家屋は津波により倒壊・流失し、町

全体はほぼ壊滅状態である。震災前の風光明媚な海岸線や街並みの写真を示して震災当時の模様を“語り部”新沼さんから伺い、市内中心部を案内していただいた。現在は、駅のあったであろう場所、商店街があったであろう街並みは、きれいに瓦礫は片付けられ雑草が生えている。瓦礫は何か所かにまとめて山と積まれ、いくつかの廃墟と化した鉄筋コンクリートの建物が津波の爪痕を残している。

その中でひと際大きな建物が、海岸線から約1.5kmの場所にある旧陸前高田市庁舎である。庁舎の前には慰霊の為の祭壇が飾られ、ただただ手を合わせるのみである。ふと横を見ると、以前からそこにあったものか、だれかがその場所に置いたのか、陸前高田市民憲章の碑が目をつけた。



津波により寸断された気仙沼線陸橋



鉄道に代わって運行されている BRT
(バス高速輸送システム)

陸前高田市民憲章

- 1、自然をたいせつにし美しいまちをつくります。
- 1、家族の和と健康に心がけ明るいまちをつくります。
- 1、働くことに意欲をもち活気にみちたまちをつくります。
- 1、思いやりの心をもちうるおいのあるまちをつくります。
- 1、教養を深め文化の高いまちをつくります。

この憲章が被災者すべての人の願いであり目標だと思いました。

リアス式海岸のこの地は、幾度となく大津波が押し寄せている。今回の地震で70cm以上地盤沈下したこの町を、どれほどの高さまで嵩上げするのか、今度こそ自然と共存、いや自然に打ち勝つ町作りしてほしいと願わずにはいられなかった。



津波により廃墟と化した旧陸前高田市庁舎



旧陸前高田市庁舎横に置かれた
陸前高田市民憲章碑

今なおプレハブの仮設住宅で寒い生活を強いられている人たち、自分の生まれ育った思い出多い町を遠く離れて生活してられる人たちが、何時かはこの地に戻って生活のできるまで、まだまだ復興には時間と費用がかかる。だんだんと風化してしまいそうな復興支援の火を灯し続けなければと思う。

先日、私の住む横浜でも、30年以内に震度6弱以上の地震の起きる確率が71%以上と発表があった。常にひとりひとりが何時かは起きる地震に対し準備し、家族で話しておくことが大切だと思う。

神奈川会の広報部と制度対策特別委員会では、日調連から要請により県内の海岸地区市町の海拔表示板実態調査を行った。多くの市町で海拔を明示した表示板が設置されている。海岸地区の市町にお住まいの方は、電柱や電灯などを意識して探し確認しておいてはいかがか。

最後に、このような報告会並びに被災地ツアーの企画し、機会を作っていただいた、宮城・岩手・福島3県の調査士会並びに会員の皆様に感謝申し上げます。

被災調査士からの報告、 現地視察を終えて

広報部理事 松浦 孝二

12月15日、16日の土日を利用して、「百聞は一見にしかず」の気持ちで、被災された調査士の話・現地案内に参加しました。

15日は仙台国際センターでの被災調査士からの報告会、16日は被災調査士の案内によりバスで被災地案内・説明と、東日本大震災が発生した時の揺れや津波の状況、津波等から避難するときの状況、その後1日、2日～と厳しい状況下での困難に面した時のお話、それより1年9ヶ月後の今日までの復興状況等を詳しく話していただきました。

現地で見聞きしたことを一部列記してみますと震災当日は見ていただけで何とも言えない空しさ、涙が止まらない、何をしなければいけないのか解らなかつた。

災害発生時の家族避難場所を平素から決めておくこと、今回の震災においても連絡が取れなくなり家族それぞれが探しに行き、行き違いになるようなことが多くあったとのこと。又、災害発生時は電話ではなく、メールでのやり取りが有効だそうです。

津波は大きな力があり、特に引き波は大きな力を持って破壊し、沖へさらっていく、今回の震災においてもその通りであったとのこと。

津波発生時には往々にして異常気象となり、東日本大震災では雪が降り始め、非常に寒くなったとのことでもあります。

地域によっては、津波では助かったが火事で亡くなった方も多数おられたとのことでもあります。

南三陸町の防災庁舎は地域の調査士会無料不動産登記相談の会場としても利用されていたとのこと、身近に感じたのですが、津波により建物は鉄骨だけの状態に破壊され、かつ付近では平均80cmも地盤沈下し多くの犠牲者をだし、現地一帯は燦燦たるものでありました。

陸前高田市でもしかりで、市庁舎、市民会館、体育館をはじめとして地域全体が津波により破壊され、地盤沈下もあり、何とも表現できない状況でした。



南三陸町防災庁舎
無 ただ合掌

列記したのは、一部のことですが、このようなことを踏まえ、自分は震災発生時から何をしてくださろうと考えると、震災当初は家族で話をして義援金で応援をし、その後も機会があるたびに義援金箱に協力し、今日に至りましたが、被災地へ旅行をすることも間接的な応援方法の一つだと思い、早速仲間たちと福島方面に旅行もしました。これから先もいろいろな形で応援をしていきたいと思っています。

震災に遭われた方々は深い悲しみの後、1年9ヶ月を経ても心の奥につらいものがこみあげてくると思います。自分にこのようなことが起こったら何を考え、どのように行動したのだろうと自分に置き換えて考えてみてもこれといった結論は出ません、しかし、海の近くで地震に遭遇したら、何はともあれ一番に高いところに避難すると強く思いました。

東日本大震災において、昔の教訓が生かされていない、国、県、市町村の規制値が甘く人災ではないかとの話も出ていましたが、後の祭りです。これからの教訓として、この経験が生かされることを願うばかりであります。

被災地調査士の皆様、貴重な体験談をありがとうございました、私もこれからの人生、苦しいときには東日本大震災のお話を思い出し、頑張っていきたいと思っています。

最後に東日本大震災で多くの亡くなられた方々のご冥福をお祈りし、被災された方々の早期復興を願います。



陸前高田市庁舎付近
何も無い 壊すのを待つだけ

法律よもやまばなし

顧問弁護士 柳川 猛 昌

マイラー化後の図面と元の和紙公図を対照する際、和紙公図を収納する際にできる折れ線を筆界線と誤記してしまう等、マイラー化に際しての誤記に遭遇する場合は稀にあるかと思いません。今回は、分間図ないし公図からの再製(マイラー化)の際に、登記官が職務上の注意義務を怠った結果、一筆の土地の一部を隣の地番の土地として記載し、さらにそれが土地台帳付属地図として閲覧に供されたことにより損害を被ったとして、国に対し損害賠償請求した事案(東京地方裁判所平成24年1月20日判決平成22年(ワ)第46363号)をご紹介します。本件で原告が問題とした点は多岐に亘りますが、ご紹介するのはその一部です。

この裁判で原告は、登記官が分間図を再製するに当たり、再製図が土地の位置、形状、境界線等を明らかにするために使用できるかどうかについて、市役所等に保存されている分間図や現地を確認するなど実質的な調査義務を負うと主張しましたが、裁判所は以下のとおり判断しました。

(1) 分間図とは

「明治6年の地租改正法令発布に伴い地租徴収の基礎資料とするために編成された地図(いわゆる談合図ないし団子図)の精度が極めて低く支障があったために、明治20年6月20日大蔵大臣内訓第3890号に基き再編成された地図である。分間図は、その多くが、現在においても、登記所に備え付けられている地図に準ずる図面、いわゆる公図として承継され、現実の不動産取引に置いて、土地の位置、形状を確認す

る上での重要な資料として利用されている。すなわち、分間図は、その後、①土地台帳法等の一部を改正する法律(昭和25年7月31日法律第227号)によって税務署から登記所に移管され、土地台帳法施行細則(昭和25年7月31日法務布令第88号)2条に基く土地台帳付属地図として登記所に備え付けられ、②不動産登記法の一部を改正する等の法律(昭和35年法律第14号)2条によって土地台帳法等が廃止されたことに伴い、登記所に備え付けられる法的根拠を失ったものの、登記所の内部資料として継続して保管され、平成16年法律第123号による改正前の不動産登記法(明治32年法律第24号。以下「旧不動産登記法」という。)17条所定の地図には該当しないが、これに準ずる図面として、昭和37年10月8日民事甲第2885号法務省民事局長通達(以下「昭和37年通達」という。略)に基き、事実上の措置として、従前の土地台帳の閲覧又は謄本の交付等と同様の扱いがされ、一般の閲覧に供され、③不動産登記法の一部を改正する法律(平成5年法律第22号)によって、旧不動産登記法17条の規定による地図が備え付けられるまでの間、これに代わる「地図ニ準ズル図面」として法律上位置づけられ、④不動産登記法(平成16年法律第123号。以下「新不動産登記法」という。)においても、同様に、14条4項により、同条1項の地図が備え付けられるまでの間、これに代わる「地図に準ずる図面」として、登記所に備え付けられている。」そして本件で問題とされている分間図も明治20年の調査により編成され、その後当該法務局に移管され、昭和

48年に再製図が再製された際に閉鎖されたが、現在も当該法務局に備え付けられている。

(2) 分間図の再製について

「分間図は、和紙で作成されていることからその損傷により修理不能となることを防ぐために、昭和47年依命通知により、損傷の生じた使用頻度の高いものから優先的にマイラー化による再製、すなわち、ポリエステル・フィルムに書き写す方法による再製図の作成が順次されることになった。昭和47年依命通知には次の規定がある。(略)再製の要領(略)(ニ)再製にあたっては、原図について、土地の筆界あるいは地番等の変更等にもとづく修正がなされているかどうかを、地積測量図等の資料により調査し、修正未済のものについては所要の修正を加えること。(略)(リ)再製後の地図に表示する土地の筆界線は、土地の区画の現況を示すものみに限ること。(ヲ)再製後の地図については、必ず原図との照合調査を実施すること。」

(3) 国家賠償法上の違法性があるか

「国家賠償法1条1項にいう違法性とは、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することであり、当該公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすることなく漫然と当該行為をしたと認められる事情がある場合には上記法的義務の違背があるものといえる。」

担当登記官は、本件分間図をマイラーによって再製してその再製図を法務局に備え付けたが、「そもそも分間図の再製とは、法律上にその要件が定められている手続ではなく、分間図が和紙で作成されていることからその損傷により修理不能となることを防ぐために、昭和47年依命通知により、マイラー化による再製、すなわち、ポリエステル・フィルムに書き写す方法による再製図の作成を順次実施することとされたことに基き行われるものである。」また「分間図は、現実の不動産取引において、土地の位

置、形状等を確認する上での重要な資料として利用されている。したがって、担当登記官は、分間図を再製するに当たり、関係する国民に対しても、原図である本件分間図上の記載が本件再製図に正確に再現されているかを確認すべき職務上の法的義務（注意義務）を負担しているものと解すべきである。」

しかしながら、登記官が、一般的に、いわゆる公図について、これが正しい境界線を示しているか否かを市役所等に保存されている分間図や現地を確認するなど実質的に調査すべき義務を負っているとはいえない上、分間図の再製の意義が（前記下線部）にあることから原告の主張は採用できないとしました。

なお、本件訴訟で原告は、元になった分間図から再製図を作成する際に誤った記載がなされた旨を主張しましたが、裁判所はこの点につき、「原図である本件分間図上の記載が本件再製図に正確に再現されているものと認めることができる」とし誤記はないものとなりました。

(4) 本件では、公図一般について登記官の実質的調査義務はないものとしたうえで、分間図から再製図への再製の際に正確に再現すべき職務上の注意義務は認め、市役所等に保存されている分間図や現地を確認するなど実質的に調査すべき義務は否定しました。ところで、本件では再製につき誤記はないと判断されましたが、仮に明確な誤記が認定される事案の場合であっても、再製から20年以上を経ている場合には、除斥期間（国家賠償法4条、民法724条後段）により責任が否定される可能性が高いものと思われる。

公 嘱 だ よ り

神奈川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 越智 眞琴

平成25年3月1日、「特例民法法人」神奈川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、内閣府より公益事業を行う法人として認定を受けて公益社団法人神奈川県土地家屋調査士協会となりました。公益認定の基準は、下記のとおりです。

- 1 公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること。
- 2 公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- 3 その事業を行うに当たり、社員・理事・監事・使用人その他の政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。

新制度の施行時は、公益法人移行担当者が公益法人制度や公益認定基準について、一般法人法・公益認定法・整備法や組織体制・会計処理等と幅広い分野にわたり研究し理解を深めた。神奈川県総務局情報統計部文書課の個別相談会では、神奈川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の社会的役割や事業の公益性について議論をし、新たな財務体制の構築及び法定事業・関連事業・自主事業の実施の技術的能力の研鑽・確認を行った。同時に内閣府公益法人行政担当室主催の「移行申請検討のセミナー」で講義を受け、「早期申請に向けた新公益法人制度の理解を深める相談会」に出席し、内閣府が委嘱する民間の専門家である弁護士・司法書士・行政書士の先生方から丁寧な説明と的確な回答を得た。神奈川県の判断として移行先の行政庁は、

事業実績や内容から内閣府との助言をいただき通常総会の決議のとおり内閣府へ申請を行った。

公嘱協会の社員は、公益認定に向けて誠実に事業の推進に努め、実績を積み上げ、精度の高い成果品に対する信頼に添えてきました。また公嘱協会役員である各部署の担当理事は、その責任と役割を十分に果たし、協会内部のガバナンスの徹底を行い、対外的には事業の啓蒙に努めた。公嘱協会の強い絆で結ばれた志の高い社員が一丸となって事業に最大限に努力した結果の公益認定です。さらに、日ごろお世話になっている各官公署等からの公益事業に対する信頼と実績の評価と主務官庁である法務省の公正なご指導と多大なご尽力をいただき認定されましたことに、社員一同大いに感謝しお礼を申し上げます。

新しい公益社団法人は、神奈川県及びその周辺地域の官公署等及び国民に向けて啓蒙を図り、「不動産に関する権利の明確化推進事業」を積極的に展開します。

昨年度の入札実績は、神奈川県・東京都・山梨県・静岡県と広範囲に行っています。さらに事業は、東京都で江戸川区・練馬区・葛飾区・板橋区・府中市・昭島市・小平市・東村山市・あきる野市・八王子市と広範囲に事業展開をします。

3月18日は、社員総会において平成24年度の事業経過報告・決算報告・平成25年度の事業計画・決算計画の承認をいただきます。5月22日に平成25年度の1・2月の決算報告の承認

と「特例民法人」神奈川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の解散及び新公益社団法人神奈川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の設立総会を開催予定です。これを期に社員一同公共の利

益となる業務遂行のため、より一層の努力を致す所存でございますので、今後ともご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年度 第2回会員・一般研修会

平成25年2月21日13時30分より、横浜市市民文化会館関内ホールにて平成24年度第2回会員・一般研修会が開催されました。

今回の研修会は、会員・補助者・他会から合わせて302名の参加がありました。

研修部次長の小笠原裕理事が司会を務め、冒頭に海野敦郎会長の挨拶がありました。

研修内容は3部構成となっており、

第一部 業務研修

「業務委託契約書の記載事項と留意点」

第二部 業務研修

「土地台帳の基礎知識(沿革と読み方)」

第三部 研究発表

「神奈川県下外国人遊歩規程測量」

で実施されました。

第一部「業務委託契約書の記載事項と留意点」

の講師は業務部の石井幸世理事が務めました。

はじめに調査依頼書・調査受託書のモデルの

説明があり、次に業務委託契約書のモデルプランの紹介がありました。

前提として契約自由の原則に基づき、契約を制約する意図はないとし、プランの説明がありました。この趣旨としては報酬請求等の予期せぬトラブルの防止、事務所経営の安定化等であり、内容はとてもよく精査されていて、解説のあったモデル書式は本会ホームページ「会員の広場」にアップされるようで、少し個々で手を加えればすぐに活用できるプランでした。



第二部「土地台帳の基礎知識 (沿革と読み方)」

の講師は研修部の鈴木貴志理事が務めました。
土地台帳の沿革からその見方の説明がありました。

土地台帳の欄別に細かな、分りやすい説明があり、尺貫法の歩、畝、反、町、坪、合、勺の単位について等、大変勉強になりました。



第三部「神奈川県下外国人遊歩規程測量」

の講師は研修運営委員の田村佳章委員が務めました。

はじめに、幕末のペリー来航から、横浜村において日米和親条約、後に日米修好通商条約が締結され、外国人の行動範囲が外国人居留地(神奈川県の場合、現在の関内付近)から10里に制限されたことをうけて、実際に何処までが10里であるのか調査する、神奈川県下外国人遊歩規程測量について解説がありました。

この三角測量で実際に使用した測点が神奈川県下に60点あり、そのうちの大半が登記され



ている(地目は測点敷地)、という大変興味深い説明がありました。

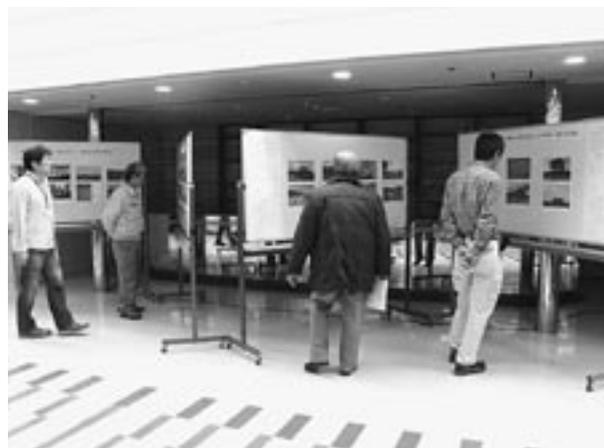
研修会の休憩時間を利用して、広報部では昨年12月に東日本大震災被災地三会在主催した「被災地からの発信」報告会の様子、被災地の現状をスライド写真での紹介も行われ、ロビーでは視察写真展が行われました。

なかには土地が沈下し海に水没してしまった

ままの写真もあり、未だに復興が進んでいない現状を認識しました。

当日は凍える寒さの中、多くの会員が集まり、会員からの質問も多く、意義のある研修会でした。

記事 横浜西第一支部 白戸 晶
写真 広報部理事 野口 幸秀



平成24年度 新入会員研修会

広報部理事 松浦 孝二

3月2日(土)～3日(日)の1泊2日の日程で、厚木市戸田のアンリツ研修センターにおいて新入会員研修会が開催されました。

前日の天気は大雨でしたが、当日は快晴となり関係者、新入会員の気持ちが入っているなど感じる場所でありました。

前年度の新入会員研修は調査士会館3階での1日研修でしたが、今回は新たな試みとして民間施設に1泊し、よりきめ細かな研修を目指したのどと感じました。

今回の新入会員研修の特徴として、1泊することにより研修項目の他に、新入会員ですが年齢において親子以上の差があるとはいえ、神奈川会には同期入会だという仲間意識も芽生えると思えますし、先輩会員を交えた自由討論、懇親会において、いろいろな質問、意見を聞き、有意義な会話をして学ばれたことは非常に成果があったのではないのでしょうか。

当日参加の新入会員受講生は25名、海野敦郎会長の挨拶で始まり、新入会員の自己紹介、

研修項目へと進みました。

研修部の各理事も任期の終盤に入っており、佐川研修部長を先頭にチームワークも良く、早朝からの準備・各研修項目の資料作成や進行もスムーズに進み、講師からは何を新入会員に伝えたいのか研修課題から解りやすく講義が行われました。

今回受講された新入会員の年齢は30才から70うん才と幅広く、皆さん仕事の形態も様々で補助者を務めた方や経験年数も異なり、今回の研修ではそれぞれ得たいものは違っていたと思いますが、研修項目が豊富で、新入会員の皆さんも真剣に取り組んでおられましたので、一応得たいことをクリアされたのではないかと思います。

残念ながら筆者は1日目の研修が終了した時点で退席し、一番参加したかった夜の懇親会と2日目は参加できませんでしたが、新入会員の皆様におかれましては大変有意義な2日間ではなかったかと想像致します。是非とも未来の土地家屋調査士の発展に寄与していただき、各人の仕事におきまして、今回の研修で得たことを参考に

して発展されることを願います。

最後に新入会員研修会開催にご尽力された研修部ほか関係者の皆様、ご苦労様でした。次年度以降も土地家屋調査士制度発展のために、新入会員研修会は1泊2日、新入会員の全員が泊まりで参加して続けていきたいと思ひます。



大和支部 菅原 大悟

まず役員の皆様、ご多忙の中、貴重なお時間を割いてまでご指導いただき誠に有難うございました。

さて、今回の研修で過去読んだことのある波頭亮「プロフェッショナル原論」(ちくま新書)の一節を思い出した。以下その節である。

『プロフェッショナルの本質とは、実はプロフェッショナルという言葉自体に隠されている。プロフェッショナル「professional」という言葉は、「profess」という「宣誓」を意味する言葉から来ている。つまりプロフェッショナルとは、その職業に就くのに際して神に誓いを立てなければならないほどの厳しい職業なのである。なにを神に誓うのかと言うと、社会に貢献し公益に寄与することを目的として働くこと、そしてその目的を果たすために定められているプロフェッショナルの掟を守ることである。』

今回の研修に参加したことで、役員の皆様、一緒に研修を受けた皆様は、プロフェッショナルとして活動をしていらっしゃることを知り、自分もそうありたいと再考させられた。プロフェッショナルには、常に高潔な職業倫理と自己管理能力が要求される。今後の研修では役員負担の軽減及び個人では出来かね、神奈川会という組織でないとできないことを研修に積極的に取り入れるためにも、外部講師の活用を検討してはいかがだろうか。

湘南第一支部 菅藤 裕子

心は不安で「ドキドキ」。一方では期待で「ワクワク」。平成25年3月2日、3日の新人研修への私の気持ちでした。どうにか試験は合格しましたが、実務は全くの素人。一抹の不安がありました。

研修一日目は、土地家屋調査士としての規律、使命等の倫理と報酬額の算定についてでしたが、その責任の重さに身が引き締まる思いがしました。講義は各講師の方の分かりやすく、丁寧に、時にはユーモアを交えての内容でした。研修が終わり楽しみの一時。夕食時の懇親会は、先輩方、新人皆が上下の隔てなく意見交換の場となり楽しい時間でした。私も「会の一員になれたのだな…」という実感で胸が一杯になりました。学校で共に学んだ高木さん、細野さんとも歓談し、思わず時間を忘れる程でした。

二日目は、業務から見た報酬の考え方の講義でした。今後避けては通れない道なのでさらに、勉強していきたいと思います。午後の実習は、家が測量業なので経験があり、免除して頂きました。二日間の研修はあっという間に終わりました。部屋は綺麗で個室。多くの友人もでき、当初抱いていた不安も今は勇気になりました。私は女性。小柄で非力ですが、くじけない、負けないという信念を持っています。

これからは、先輩や仲間達に支えられながら、頑張っていきたいと思っています。



「丈量の歴史を学ぶ」

地図と測量の科学館、伊能記念館 視察研修に参加して

ADR 筆界特定境界鑑定委員会 委員 石井 幸世
平成 24 年 7 月 4 日 境界鑑定業務等業務研修
の第 3 回視察研修として筑波の国土地理院「地
図と測量の科学館」と千葉の「伊能記念館」の
視察研修に行っていました。

朝 8 時横浜駅に集合し、バスで一日移動しな
がらの研修でしたので、日ごろの激務のせい
か行きのバスの中ではいびきもちらほら聞
こえていました。

科学館では、実際に空中写真を撮影して
いた測量用航空機「くにかぜ」を下からのぞ
いて対物レンズを直接触れてみたり、日本
列島地球体模型の上で「竹島」の位置を再
確認するなど受講生はそれぞれの視点で
楽しんでよう。また、さすが調査士！中
には、かつて神奈川県で行われていた、「
外国人遊歩規定測量」について、質問す
るのかと思いきや、科学館に展示されて
いる標石の謂れを地理院の案内の方にレ
クチャーするほどの兵もおり、案内の方
の冷や汗を誘っていました。また、オリ
エンテーションルームでは、委員会
で事前に質問しておいた「測量成果複製
使用承認申請」の手続きなどについて
パワーポイントを用いて地理院の方が
丁寧に解説してくださいました。

少し残念だったのは、科学館が全体に
パソコンがたくさん並んで、視覚的に地
図を加工する技術的な側面が強調され
たのはいいのですが、以前来た時より
も、過去の測量器や、測量技術の手法
、歴史的背景を説明した展示が人気
がないのか、縮小されてしまっていた
ことです。

本当は三角測量の基線測量にどのよ
うな機器を用いてどんな手順で、正
確さについてこだわって行われて
いたのかなど知りたかった受
講生も多かったのではないでしょ
うか。

しかしながら、やはり国土地理院は
国土交通省の測量の旗頭としてき
っちり予算がかけられ、参加者
とのコミュニケーションの取り方
を含めて参考になったことは否
めません。今後も事前の打ち
合わせなどを充実させ、さら
に良い研修になるよう工夫して
いきます。

さて、いまひとつ？だった昼食を
さっさと済ませ次に「伊能記念館」
です。

佐原の町に近づくと、まず目に
留まったのは、屋根が壊れて補
修中の家屋が多数あること
です。佐原は潮来も近く、液
状化等 3.11 東日本大震災の
影響を色濃く残していました。

そのため、伊能記念館そのもの
は完全に復旧していましたが、
隣接する伊能忠敬の生家は、
補修工事中でほとんど見学
できませんでした。記念館も
案内をお願いし、当時の測
量器具や、測量成果、野帳
のようなもの、下図などの
説明を聞きながら見学し、
当時の測量に思いをめぐ
らせました。

でも、「50 過ぎてから、よくぞ
ここまで…」と感動と同時
に、違う思いが巡ります。

「いくらお金もらっても、
今の最新の測量器使っても、
こんなに広い地域を測量する
のはやだね。！」と。「もし
かして測量嫌いなのかな？」
…。

それほどの偉業を成し遂げた伊能ですが、幾多の苦難に向かって成し遂げる原動力となったのは一体何だったのか。この辺の疑問はいくら語ってもつきません。

今回の研修の目的は、鑑定業務等の研修において、不可欠な古文書の読み込みや当時の測量技術、道具などに対する知識を深め、古い測量成果に対して、その時代背景、機器の精度などから測量成果に正確な評価を下せるようになる

には、机に向かって、講義を聴いているだけでは限界があるのではないかという大竹委員長の発案から始まりました。

本会で初めての視察研修ということもあり、至らぬ点多々あったかと思いますが、ご意見をお伺いして今後に活かしていければと考えています。参加者の皆様お疲れ様でした。

また、次回以降も継続できるのであれば、スポットでもいいので皆様の参加をお待ちしています。

他会研修会紹介

東北ブロック協議会の取り組み（紹介） 「土地家屋調査士試験合格者のためのガイダンス」

研修部理事 鈴木 貴志

東北ブロック協議会では、土地家屋調査士試験合格者を対象に、開業へのアドバイスとして標記の企画を実施しています。本会にはない企画で興味深い内容でしたので、御紹介させていただきます。

なお、この企画の背景には、仙台法務局管内の土地家屋調査士試験合格者に対して、各法務局は合格証交付式を行っておらず、合格証を合格者に直接郵送していることがあります。

＊ ＊ ＊ ガイダンス概要 ＊ ＊ ＊

①趣旨

試験合格者への開業アドバイスと開業に関する疑問点解消の手伝い。
(決して、「何が何でも入会してくれ」という企画ではありません。)

②対象

土地家屋調査士試験合格者

③周知の方法

法務局が郵送する合格証に、上記ガイダンスの周知文書を同封してもらう。

④運営主体

東北ブロック協議会（昨年は宮城県土地家屋調査士会）

⑤開催場所

宮城県土地家屋調査士会館

⑥ガイダンスの内容

参加合格者から開業に関する疑問点を聞き、疑問に答える。

- ・開業資金について
- ・開業後の事務所経営について
- ・事務所の形態について
- ・兼業について…など

以上、このような企画を本会も開催すべきかは、今後の議論によりますが、議論の参考になればと考え御紹介させていただきます。



静岡県土地家屋調査士会 「土地家屋調査士インプリメント」を訪ねて (静岡ですごいものを見た)

研修部理事 鈴木 貴志

静岡県土地家屋調査士会が開催した「土地家屋調査士インプリメント」を訪ねてきた。この企画は土地家屋調査士に必要な、知識や工夫、アイデアを土地家屋調査士自身が語り、それぞれが知識として身につける場を提供するものであるとのことだが、単純に表現すれば、調査士が自分の研究成果や自分の思いを会員の前で発表する、発表会のような企画であった。

また、中身としては、4名の発表者が、それぞれ自分の決めたテーマについて語るものであり、テーマの内容も様々なものであった。

さて、発表が始まってからしばらく、私は「こんなものかな…」と少し引き気味に発表を聞いていたのだが、3番目の発表が始まると、雰囲気が変わってきた。

3番目の発表者は静岡県土地家屋調査士会「石原東会員」、テーマは「浜松の公図について～新たな史料からの考察～」 「畦畔についての歴史考察～静岡特有の畦畔と江戸無血開城とのつながり～」というもので少し難しそうな表題である。石原会員の話し方はやや早口で、淡々とし、あまり上手い話し方とは思えない。ただ、内容は驚くべきものだ。とても私では調べきれないようなことを資料を示しながら、次から次へと説明していく。

静岡県(駿河国・遠江国)における、江戸時代末期から明治初期に作成された地図(地引絵図等)の解説とその根拠の説明、具体的な史料の提示と考察などなど…。どれをとっても、恐ろしく詳細で明確に説明している。私の経験ではここまでしっかりした話は、神奈川会や関ブロの研究会でも聞いたことがない内容である。ただただ「すごい…」

石原会員の発表は、静岡県に特化したものなので、よそ者の私には少し分かり難いところも勿論ある。それでも聞いていると引き込まれる。「こんな研修を神奈川でも…」と思わずにはいられない内容であった。

静岡会の「石原東会員」、何やら「鑑定技術研鑽会」という会に所属しているようだ。皆さんも機会があれば、ぜひ一度、その話を聞いてもらいたいと思い紹介する。



県 公 嘱 協 会 総 会

平成25年3月18日(月)午後3時よりJR石川町駅より徒歩数分の「かながわ労働プラザ」において「社団法人神奈川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会第33回通常総会」が開催されました。

社員総数272名で出席社員数202名(内委任状155名)という出席状況でした。はじめに越智眞琴理事長の挨拶がありました。公益法人移行のこれまでの経過の報告があり、本年2月15日に内閣総理大臣より公益認定を受けて3月1日に解散の登記と設立の登記をして公益社団法人神奈川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に移行した旨の説明がありました。

議事については、第1号議案より第5号議案の5つの議案は全てつつがなく承認されました。公益社団法人の定款については整備法に基づき施行されたことの説明があり、新役員についての紹介がありました。

<新役員>

理 事 長 越智 眞琴
 副理事長 山田 哲夫、石内 正彦
 専務理事 下濱 浩治 常任理事 八木 茂忠
 理 事 茂木 保、渡邊 豊、穂谷野 正廣、
 高橋 信之
 監 事 後藤 日吉、篠原 敬郎

そして今後の説明がありました。5月22日に平成25年1・2月の事業報告と決算報告の承認を得るため社団法人神奈川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の解散総会を開催し、その後公益社団法人神奈川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の設立総会が開催されるとのことでした。

公嘱協会の業務の内に、平成16年より続けられている横浜地方法務局発注の不動産登記法第14条第1項地図作成作業があります。

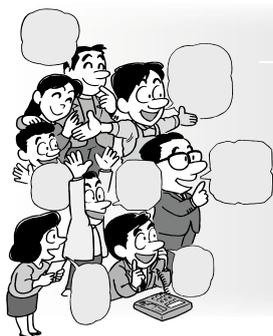
現地と一致しない地図混乱の解消を目指し、土地の境界という利害が絡むなかを、現地が反映された地図を作成し登記内容と一致させる地道な作業ではありますが、土地家屋調査士の専門職しかなしえないものだと思います。

今までかかわった地図作成作業で、境界が決らない筆界未定地の発生率は極めて低く精度の高い成果をあげ、地図混乱で苦勞されていた地域地権者の方からも喜ばれているとのこと賞賛に値するものだと思います。

この度、公益社団法人に移行となり、なお一層公益目的事業に貢献されることを期待します。

広報部理事 野口 幸秀





平塚江南高校

2012年度 キャリア教育支援事業

平成24年12月22日(土曜日)午前10時から、神奈川県立平塚江南高校にて「2012年度キャリア教育支援事業」の講演が開催されました。これは同校生徒の保護者の中から協力を得て選ばれた方が講師となり、自身の職業について現在の職業に就くまでの過程や実際の仕事について話し、生徒自らが将来について考える手助けを行いたいという目的で毎年、学校とPTAが共同で開催しています。

3回目となる今回、同校の生徒の保護者である鈴木貴志理事が講師として参加するというこ
とで、取材を行いました。

講師は、大学教授の方、医薬品基礎研究者の方、宮内庁勤務の方、都市計画コンサルタントの方、エンジニアリング企業勤務の方、歯科医の方、土地家屋調査士である鈴木理事の7名で、パワーポイントを用いた講義が順次行われました。質疑応答の時間も設けられ、生徒、保護者、



先生からの質問に対する講師の方々の回答に、場内大いに盛り上がりました。

鈴木理事の講義は土地家屋調査士という職業の解説から始まり、登記制度、事業形態、仕事の概要を説明されました。質疑応答では保護者の方から「仕事はどのようにして獲るのか」と



いう質問がありました。鈴木理事は「人間関係のつながり」から仕事を獲られるようになる事を説明し「人間関係のつながり」の大切さを話されました。また、講義の中で鈴木理事は「部活動では真剣勝負にこだわり緊張感・充実感を体験し、勉強も部活と同じと考え、テストは試合、入試は本大会のつもりで楽しむこと、また、他人のきれいな言葉に惑わされず自分の為に考え、判断、行動し最後は自分が責任をとるという姿勢を学び、そして結果を出してほしい」と話し、その言葉に頷く生徒の姿が印象的でした。また、他の講師の方々の講義も興味深く面白い内容で、取材を忘れて思わず聞き入る程でした。約1時間の講義・質疑応答の後、場所を移し

理系文系、数班のグループに分かれ、各グループ毎に講師が加わって討議が行われました。最後に発表を行い、将来自分の希望する職業に就く為に必要な事、また、勉強以外に学ばなければいけない事などをディスカッションし約2時間半に亘った講演が終了しました。

バブル期に学生時代を過ごした私は果たして、将来自分の就きたい職業に対して、その当時どのくらいのビジョンを持っていたのだろうか。真剣に講義を聞き討論する次代を担う生徒の皆さんにエールを贈らずにはられませんでした。

湘南第二支部広報員 西野 稔





県立向の岡工業高校で出前授業

川崎支部では、平成24年11月20日に神奈川県立向の岡工業高等学校にて出前授業を行いました。今回は第3回目になり、会員17名が協力して学校側との調整や実施に至るまでスムーズに実施する事ができました。

第1部は教室で15分の座学授業、第2部は校庭に出て、生徒が自分たちで逆打ち作業をする測量実習を行いました。

第1部の座学授業では筆者が講師を務め、公図・不動産登記簿の読み方と土地家屋調査士の職業紹介をさせて頂きました。また座学授業では、次期講師候補の小西会員にサポートをして頂きました。

第2部の屋外測量実習では、生徒28名を6班に分けて、各班に調査士会員2名がついたので、今年も細かな指導やアドバイスができたのではないかと思います。

逆打ち作業は、生徒たちが土木系・建築系に

就職した場合に、一番身近な作業ともいえます。また実習中に作業成果がその場で確認できたので、他の班と正確さの比較などをして、楽しみつつ十分興味を持っていただけたと思います。

当支部では社会奉仕活動の一環として、ほかにも区民祭や街頭での市民無料登記相談会などを毎年継続して行っておりますが、行政を初めとして、多くの市民にも土地家屋調査士制度に触れていただけるものと信じております。

出前授業の活動では、限られた時間しか生徒と接しませんが、その中で土地家屋調査士に興味を持ってくれた生徒が受験を志し、一人でも多くが将来会員登録者となってくれればと期待します。

川崎支部広報員 林 健二





神奈川県立小田原城北工業高等学校 出前授業



県西支部では、平成25年1月17日に神奈川県立小田原城北工業高等学校にて第4回目となる出前授業を行いました。今回は4回目という事もあり、会員15名の協力のもと、学校側との調整や実施に至るまでの準備等、スムーズに実施する事ができました。

第1部は教室で座学授業を30～40分、第2部は屋外にて4班体制で測量実習として逆打ち作業を全生徒に体験して頂きました。

第1部の座学授業では筆者が講師を務めさせて頂きましたが、主に土地家屋調査士制度を知って欲しいと思い、登記制度の簡単な説明をしてから土地家屋調査士資格制度や建築士・測量士との違いについて説明しました。年収についても軽く触れたのですが、とても興味深そうに聞いてくれている手応えを感じ、印象深かつ

たです。

第2部の測量実習では生徒数29名であった為、1班当たりの生徒が約7名に対し、講師が3～4名で実施出来たので、親切に実習を行う事ができたのではないかと思います。逆打ち作業が終わった班から、GNSS(GPS)測量を紹介しました。カーナビ、携帯電話などで一般的にも認知されている為、関心を持つ生徒が多く見受けられました。実習を通して一番多かった質問は、先生生徒共にトータルステーションやGPS機器の金額についての事でした。毎回出前授業が終わって思うのですが、器械の金額をいくらかと回答しようかある程度決めておいた方が良いのではないかとこの位に質問を受けました。

実習の最後にアンケート調査を実施し、結果を右の通りまとめました。

座学授業の内容は理解できたか？

- 理解できた77%
- 半分は理解できた23%
- 理解できなかった0%

測量実習、作業内容は理解できたか？

- 理解できた81%
- 半分は理解できた19%
- 理解できなかった0%

現場作業班の講師の印象はどうだったか？

- 優しかった88%
- 普通12%
- 怖かった0%

将来の役に立ちそうか？

- 役に立つ65%
- わからない31%
- 役に立ちそうでない4%

土地家屋調査士という仕事を知っていたか？

- 知っていた8%
- 聞いたことはある27%
- 知らなかった65%

土地家屋調査士の仕事に興味を持ったか？

- 興味を持った38%
- どちらともいえない50%
- 興味を持たなかった12%



アンケート調査を実施してみて、土地家屋調査士の認知度が低い事が印象的でありましたが、出前授業を通して土地家屋調査士に興味を持ってくれた生徒が1人でもいてくれた事が大変嬉しく感じました。出前授業によって受験者数が増え、将来出前授業を体験した生徒が会員登録する事になればと期待致します。

県西支部広報員 山口 宏幸



藤沢工業高校出前授業

「土地家屋調査士が危ない、後継者を育成しよう」



湘南第一支部 副支部長 石垣 博
平成25年3月4日

近年、土地家屋調査士試験の受験者数が年々減少傾向にあり、昨年は約五千人ほどであった。

このまま減少が続けば、それこそ国家資格の剥奪にもつながりかねないように思える。

土地家屋調査士は測量技術並びに法律の知識を兼ね備えた文理融合のジェネラリストであり、他に類をみない誇り高い資格である。にも拘らず社会的知名度の低さからか測量士と間違えられる始末。私は独立開業して今年で13年目になりますが、当時と比較して知名度が上昇している実感はない。であれば社会に出る前の

若者たちに我々の資格を知ってもらおうではないか。毎年コツコツと行えば、何年か後には何百人もの生徒たちにこの資格を知ってもらうことになる。そして将来彼らにも土地家屋調査士を目指してもらえたら受験者数もアップするのではないかと思う。そんな志で出前授業を行った。

2月の初旬の話、藤沢工科高校の先生から「昨年の出前授業有難うございました。急な話ですが、2月26日にもう一度出前授業をお願い出来ませんか？」と突然の依頼があった。昨年7月に一度やっているのではとかなると思えば二つ返事で承した。



前回は校庭の中庭に金属鉾を設置して面積測量の実習を行ったので、今回はその鉾を利用して閉合トラバースの測量実習をやることにした。工業高校では毎年ものづくりコンテストという高校生が技術を競う全国大会が行われている。建設系の競技種目は閉合トラバース測量と計算で、昨年の藤沢工科高校の成績は地区で最下位に終わっている(昨年私が技術指導をしたにもかかわらず)。

この時期に実習を通じて彼らに教えることが出来れば一石二鳥であるからだ。

2月26日当日、絶好の測量日和であった。ただとても寒く鼻水を垂らしながらの授業が始まった。2年生37名、9班に別れてトータルステーションの設置から始めたが、いかんせん進まない。予定では最初の1時間目は観測(対回3点トラバース)、2時間目は計算で閉合差と閉合比までの予定であるがとても怪しい。終わってみれば2時間使っても観測が終わらなかった。時間割を立てる際、自分の作業時計により計画を立てたため、器械もろくに使ったことが無い生徒には少し厳しい測量実習となってしまった。中途半端かと思っただが、仕方が無いので計算過程は省略して、3時間目の座学を行った。

土地家屋調査士と測量士の違いについて話をした。管轄する省庁の違いから測量の目的や客体が異なることや、資格の取得方法の違いなど

を説明した。

また学校では様々な資格取得を推奨しており、土木施工管理技師や溶接技能者などのほか測量士補も受験しているようだ。よって社会に出たときに資格はどれ程貴重なのか、そして資格者がいなければどこの会社も免許無しでは業務が出来ないことなど資格があるだけで世間の人たちからリスペクトされることを説明した。座学の後半は給料の仕組み。支給総額がそのまま手取りでもらえないことや、天引きされる税金や保険料が国を支えていることを政府に成り代わって説明した。

質疑応答の時間、調査士に関する質問はなかったが、「給料はいくらもらってますか?」とか「車は何乗ってますか?」の質問に対し、自分なり生徒に夢のもてるような回答をして授業が終了した。

最後に

このような活動がどのように実を結ぶかわかりませんが、昨年行った湘南第一支部の出前授業から土地家屋調査士を希望する生徒2名が生まれ、調査士事務所に就職が決まりました。

これからも出前授業をはじめ、ものづくりコンテストの技術指導や調査士試験に直結する測量士補受験生の講師として協力をしていくつもりです。数年後、「おかげさまで調査士試験に合格しました!」の言葉が私の報酬です。



～川崎支部～ 北部六士業合同無料相談会

川崎支部は「10月1日法の日」記念、日調連主催「全国一斉表示登記無料登記相談会」に合わせて、平成24年10月6日(土) 11:00～16:00、JR武蔵溝ノ口南北自由通路にて恒例となった六士業合同無料相談会に参加しました。

六士業合同無料相談会は川崎市後援のもと、行政書士会川崎北支部、司法書士会川崎支部、社会保険労務士会川崎北支部、東京地方税理士会川崎北・西支部、横浜弁護士会川崎支部そして土地家屋調査士会川崎支部を合わせて六士業の各会員総勢37名(うち調査士会5名)で開催となりました。当日は130名もの相談者(うち調査士対応4件)があり、各士業の相談員が適切なアドバイスを行い、市民皆様の悩みの多くが解決できたのではないかと思います。

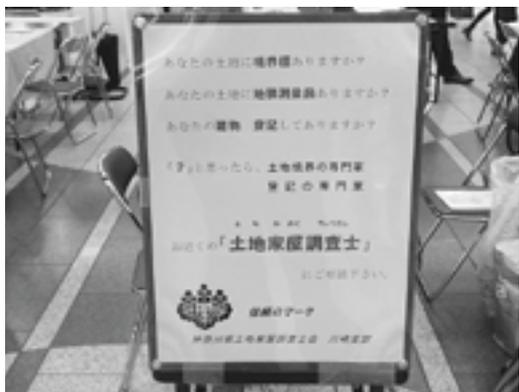
また、後日反省会を兼ねた懇親会も行われ、他士業の方とも交流を深められたのは大きな収穫だったと思います。

土地家屋調査士は業務間口の関係もあってか、他の士業に比べて、多くの相談者はなかなか望めませんが、市民の目に付く場所で「土地家屋調査士」のノボリを掲げ相談会を行うことで、より多くの方に「土地家屋調査士」の名称を知って頂けたらと思います。

川崎支部 副支部長 鈴木 宏治



～川崎支部～ **南部六士業合同無料相談会**



川崎市内の弁護士会、司法書士会、税理士会、行政書士会、社会保険労務士会と土地家屋調査士会は「六士業川崎市南部合同無料相談会」を、平成 24 年 11 月 11 日(日) JR 川崎駅地下街アゼリアサンライト広場にて開催しました。

当川崎支部は JR 武蔵溝ノ口駅広場で北部地

域の相談会にも参加しており、南部六士合同無料相談会は昨年に引き続き 2 回目の参加となりました。日曜日の開催という事もあってか盛況となり、私達土地家屋調査士のブースにおきましても、相談件数は前年より大幅に増加しました。

今回は相談会に際して前回の反省を踏まえ、土地家屋調査士の業務内容を具体的に表した看板を設置したのが功を奏したのかもしれませんが。

私達の業務内容は専門性が高く、一般市民の方には他業種と比べて馴染みが薄いようで、相談件数の数を気にしないで資格制度の PR に重点を置き、他業種と連携した社会貢献活動を継続して参りたいと思います。

川崎支部 副支部長 後迫 豪



～**県央支部**～

平成 24 年度

暮らしと事業に関する無料よろず相談会

県央支部長 二見 誠

県央支部では例年、10月に関連士業と合同で一般市民向けの無料相談会を開催しています(司法書士・行政書士・税理士・建築士)

他支部においても全国一斉表示登記無料相談会が連合会に合わせて同時期に催されていることもあり、厚木市・愛川町・清川村での毎年10月の相談会が着実に地域に根付いた行事として浸透してきているようです。

本年度、厚木会場の相談者は7名あり、また愛川会場でも2名の相談者がありました。

過去数年、相談者は全会場合計で1～3名程度の推移でしたので「なんと年度比3～4倍増!」、とも取れなくもない嬉しい結果となりました。

昨今では不動産登記についての疑問があった時、インターネットでピピピと調べることで手軽に、かなり細かい内容まで知る事が出来る環境が整ってきました。

このような状況では、相談会に足を運んでくれる方の数は減少するばかりかも知れないと

個人的に危惧していましたが、今年の相談会の結果は良い意味で予想を裏切ってくれました。

私の受けた相談者の半数以上が公図写や見取り図といった資料を持参されたり、疑問を箇条書きにメモされるなど、相談者の真剣さが際立って感じられました。

無料相談会への一見逆風とも思われるネット環境が、相談者の相談内容の質を上げ、また、無料相談会の「無料」に対する不信感を和らげているようにも思います。

次年度以降も無料相談会は継続されることと思いますが、相談者の高度な質問に的確な回答が出来る様、相談員(土地家屋調査士)も知識の幅を拡げる必要性を感じました。





湘南第一支部 ミニバスケット大会

子供達にメダルを贈呈しました



湘南第一支部 小川 明洋

寒さ厳しい2月2日と10日に例年通り、今年も茅ヶ崎スポーツ少年団ミニバスケットボールの大会で優秀選手に授与される記念メダルを湘南第一支部から子供たちにプレゼントしました。

6年生にとっては小学生最後の試合、下級生にとっては先輩達とプレーできる最後の試合とあって子供達は懸命にボールを追い、コーチや親御さん達は声をからして応援していました。試合を見ていて、子供たちの必死な目つきや俊敏な動き、チームメイトの声援など会場の雰囲気は圧倒されつつ、懐かしいような、羨ましいような気持ちを感じて複雑な感慨にふけり、学生時代とは別人のように太くなった腹をさすり

ながら苦笑いしました。

思えば、このところ仕事に追われ目の前の仕事を淡々とこなすだけの日々を送っていましたが、目標を持ち充実した人生を送りたいものだと自分を見直す良い機会になりました。

土地家屋調査士という仕事は地味で知名度も低い仕事ではありますが、地域のためにこのような活動を地道に続ける事が、土地家屋調査士の仕事に少しでも興味を持ってもらえる事につながり、さらには社会貢献にもなるのだと信じて、今後も続けていきたいと思えます。

閉会式の後、子供たちにとって心に残る良い思い出になってくれれば良いな、と思いながら会場を後にしました。





県央支部 厚木市少年サッカー大会 土地家屋調査士杯



去る平成25年1月19日、少年サッカー「土地家屋調査士杯」が開催されました。

県央支部では例年小学2年生の少年サッカー大会に協賛しており、今年で4回目となります。

寒空のもと、各チームが大きな声で、大会役員・グラウンドに「今日一日宜しくお願いします」と一礼している姿は見ていて清々しい気持ちになりました。

大会が始まると、各チームのレベルに差があり、バランスよく配置しているチーム・ひたすらボールを追っかけて団子状態になるチーム等

様々でしたが、少年たちの直向な姿にしばし見入ってしまいました。

この少年たちが将来どのような大人になり、どのような職業に就くかは解りませんが、このサッカー大会を思い出した時に、土地家屋調査士とはどんな職業なんだろうと興味を持ってくれたらと思います。

最後に、二見支部長・長山会員・花上会員、寒い中土地家屋調査士杯にご協力頂き有難うございました。

県央支部広報員 播磨 誠司



同好会だより

各同好会活動報告

●○●○● 横浜中支部テニス同好会に参加して ●○●○●

会員の皆様それぞれ趣味をお持ちだと思いますが、私は仕事の息抜きにテニスを楽しんでいます。私と同じ広報部理事でテニスを楽しんでおられる横浜中支部野口幸秀会員からお誘いを受け、1月27日(日)午後2:45から私と女房はオブザーバーとして、茅ヶ崎市駅前のロコススポーツ湘南で開催された浜中テニス同好会に参加しました。

会場は屋内で全天候型、フットサルと兼用のテニスコートです。私にとって参加者のほとんどの方は初対面でしたが、プレー、懇親会と楽しむことができました。当日は尾栢栄三支部会員の友人で「平成24年全国日本ベテランテニス大会」優勝者の岩見亮プロの指導まで受けることができ、貴重な体験をさせていただきました。

始めに各人がウォーミングアップ、そして参加者全員コートの中央に整列し野口カメラマンが準備万端、自動シャッターで集合写真もバッチリです。そして初心者の練習メニューから始まり、次から次へと練習メニューも豊富で途中で少し休憩も入りましたが、2時間ほど動きっぱなしの練習メニューでした。私は皆さんと一緒にとても楽しかったのですが、こんなに連続でプレーをしたことはなく少し疲れました。同好会員のみなさんも息を切らせながらの練習お疲れ様でした。岩見プロ、ご指導ありがとうございました。

プレー終了後、近くの中華料理屋さんで、岩見プロを囲んで「ご苦労

さん食事会」も開催され、皆さん和やかに会話を楽しんでいらっしゃいました。私はと言いますと、疲れてあまり話も弾まず、参加させていただいたのに申し訳ありませんという状況でした。また参加の機会があった時には、最後まで元気で楽しく過ごせるよう普段から努力しますので、よろしく願いいたします。

同好会の原点はテニスというスポーツを楽しむながら、支部会員、関係者の雰囲気が良くなることを目的に行われていると思いますが、尾栢栄三さん、野口幸秀さん、会員の皆様、楽しい同好会、ぜひ長く続けてくださることを願います。

浜中支部テニス同好会は年間3～4回開催されているとのことですが、他支部の会員、関係者で、参加してみたいと思われる方は尾栢栄三会員か野口幸秀会員にお問い合わせの上、一緒に楽しんでみてはいかがでしょうか。

記事 広報部理事 松浦 孝二
写真 広報部理事 野口 幸秀



調査士 ねとわく

カルチャーショック

横浜西第一支部広報員 白戸 晶

約三年前にフィリピンに行きました。目的は旅行ではなく、結婚のためです。

時期は六月で、日本はすでに蒸し暑い頃でした。ニノイ・アキノ空港には午後2時に着きました。イミグレーションでいきなり現地空港職員に「おこずかいください(日本語)」とお金をせびられました。「ワランペラ(お金ないの意)」と笑顔でかわすと、あっさりと引き下がってくれたので、ほっとしました。

空港にいるすべての人間が敵に見えてきました。空港内は冷房で涼しいのですが、脇の下は汗でびしょりでした。

なにしろ初めての海外で、しかも治安の良くないフィリピンに一人で行ったので、ヒヤヒヤです。

空港を出て、赤道直下独特の暑さに、びっくりしました。実際に体感しないと伝わらないかもしれませんが、解りやすく言うと、皮膚を服で保護したくなる日差しの強さです。つまり、暑いというより、日差しが強いというのが、正しい状況説明かもしれません。

家内と空港の出口で待ち合わせをし、家内の弟の運転する車に乗り込みました。

後部座席にてフィリピンの町並みを眺めていると、ある少年に目がいききました。その少年の歳は10才ぐらいで、商店街で一人でおいしそうにタバコを吸っていました。周りの大人はその子に無関心で、タバコを吸っていることを咎める人はいませんでした。

家内とその弟も、その子について無関心だったようで、私は車内で一人驚いていました。

ストリートチルドレンと呼ばれる子供たちも、車中から見ました。

小さい男の子、女の子が道端で遊んでいたりと、信号待ちの車列に物をいっぱい抱えて売り歩いでいました。

フィリピンの事を印象悪く伝えるつもりは毛頭ありませんが、ニノイ・アキノ空港到着数時間でストリートチルドレンを見たりしたのは事実です。

すべてのフィリピン人が貧しい訳ではないですし、フィリピンは、50年後の世界経済において、BRICs各国ほど甚大ではありませんが、非常に大きな影響力をもたらす潜在性を秘めた国々として、「ネクスト11(Next11)」と名付けられている国々の一つでもあります。

また、フィリピンは銃社会で、家内の家には、銃が実弾を装てんされた状態で備えてられています。家内の実家にも義父所有のサブマシンガン、ショットガン、ハンドガン等かなりの銃火器が備わっており、それらを自慢げに披露して頂きました。

市街地では、銃の射撃訓練場が多数あり、レストランやバー、デパートではショットガンを持ったガードマンが、その店舗の入口ごとに立っています。

私のような普通の日本人からすると、異文化に本当に驚きます。普段生活していて当たり前と感じがちな日本の良さは、日本を出国してみないと判らないと思います。

ただ、どの国に行っても変わらないなあと、

思えることがありました。それは隣人との境界トラブルです。フィリピンの義父と、私の日本での仕事について話していると、義父所有の土地にどうやら境界トラブルがあり、隣地所有者との境界ラインについて、1メートルくらい意見の食い違いがあると言っていました。

銃社会にて、境界トラブルがある事件の代理人には到底なりたくないと思いました。

いろいろ好き勝手言いましたが、またフィリピンに行こうと思っています。

つくば研究学園都市とその周辺

湘南第二支部広報員 西野 稔

かれこれ10年以上、ほぼ毎年、茨城県つくば市に行っている。目的は、毎年、測量機器を検定に出し、それを引き取りに行くためである(宅急便でも送り返してくれる)が、もう一つの目的はつくば市内観光である。つくば市は市全体が研究学園都市区域となっており、市内のいたるところに様々な研究機関があり、その多くの施設が無料で見学できる。その研究機関の施設を訪ね歩くのが毎年の恒例となっている。まず、ほぼ毎回訪れるのが国土地理院である。その中にある「地図と測定の科学館」には、地図と測量に関して常設の展示と特別展示がされている。また施設の外には、その巨大なアンテナで日本の測地基線の中心的役割を果たしているVLBI観測所がある。場合によってはその巨大なアンテナが向きを変える瞬間を見ることができとても興奮する。また、航空写真を撮るために活躍していた測量用航空機「くにかぜ」が展示してあり機内に乗り込むこともできる。

JAXA 筑波宇宙センターもお勧めの施設である。こちらは時々訪れるのであるが、その度に旬な情報を展示公開しており、壮大な宇宙空間を感じることができる。その他に、産業や農業、

気象、等々に関する研究機関施設が多数点在しており、場合によっては施設内を親切に案内してくれる所もある。また、時には筑波山にも登った。頂上には回転する展望台レストランがあり、回転しながら名物の親子丼を食べることができる。

つくば市ではないが2年程前に間宮林蔵記念館に立ち寄った。場所はつくばみらい市(旧伊奈町)で間宮林蔵の生家である。まずは、鎖縄を持った間宮林蔵の銅像がお出迎え。規模は大きくないがとても綺麗な記念館で多数の貴重な資料が展示されている。館内に入ると、待ちました!とばかりに話し好きな館長さんが飛んできて、間宮林蔵に関する面白エピソードを聞かせてくれた。館長さん曰く「先月、間宮林蔵の子孫の方で間見谷さんという女性の方が訪ねてきましてねえ」と自慢げに話していた。また、近くの専称寺というお寺には間宮林蔵が生前に建てた自らのお墓と両親のお墓もある。

最近では、つくばみらい市にあるワープステーション江戸という施設に立ち寄った。これは時代劇のロケ施設であるが、テレビで見たことのある風景を見学することができる。ただし、当然のことながら道路舗装はしていないので、雨が降ると道がぬかるんで非常に歩きにくく滑るので注意が必要である(訪れた時は雨でした)。また、同じ日に、牛久市の牛久大仏にも行ってみた。全高120m(像高100m)の巨大な立ち姿の大仏に驚き圧倒された。因みに有料ではあるが、大仏内部を見学することもできる。

研究機関の施設めぐりは、一日で3から4施設は可能である。事前に調べ、行ってみたい施設を絞れば効率よく廻ることができる。これまでに多くの研究機関の施設を訪ね歩いたが、更に調べてみると、訪れたことのないマニアックな施設がまだまだ沢山ある。今となっては、つくば市内の全ての研究機関の施設を訪問し尽くす事はささやかな楽しみと目標の一つとなっている。

新入会員自己紹介



川崎支部 浅川 泰雄

平成24年11月に登録しました川崎支部の浅川と申します。

私は測量の専門学校卒業後に公共測量で用地に関する測量や一筆地の境界確認、開発行為に関する測量での登記申請業務を補助者として教わりながら調査士の勉強をし、平成21年に調査士試験に合格し、このたび開業することとなりました。まだまだ分からないことがたくさんありますので調査士の諸先輩方にご指導して頂きたく思いますので何卒宜しくお願い致します。



横浜北支部 荒井 満

平成24年11月に調査士登録し、横浜北支部に入会させて頂きました荒井と申します。

私が土地家屋調査士を目指したきっかけは、大学時代の先輩の紹介です。独立できるような資格の取得を考えていた事から、この業界に入りました。後に資格も取得し、この度、名実共に土地家屋調査士となり、喜びと職責を感じながら日々の業務に励んでおります。

私が調査士を目指していた頃と比べると、土地家屋調査士の存在は、現在テレビ・ラジオ等でもCMが放送され、国民への認知度も以前より高まってきております。これからもっと広く、そして身近な存在として認知してもらえよう、常に品位を保持し、公正かつ誠実に業務を行う調査士として努力して参りますので、ご指導ご鞭撻の程、宜しくお願い申し上げます。



「私と土地家屋調査士」

湘南第一支部 菅藤 裕子

平成24年10月24日は私にとって生涯忘れ得ぬ最良の日になりました。

パソコンの画面を何度も確認しながら思わず涙が溢れてきました。嬉し涙とはこういうものだったのですね。

思えば苦節4年、家事や仕事、受験勉強の並立は思ったより厳しく、家族や多くの人達に支えられ頑張る事が出来ました。今、感謝の気持ちで一杯です。

私が土地家屋調査士を目指したのは、父が測量業を営んでいた影響もあり、高校卒業後土木系の専門学校に進みましたが、106人中女性が3人という男性中心の学部でした。その中で鍛えられた為か、一寸可愛くない表現ですが、男性に物怖じしない強固な人間に成長しました。そして土木設計を経て測量の道に入り、境界をめぐるやりとりや登記に携わる土地家屋調査士の制度を初めて知りました。ある時、調査士と仕事をする機会があり、さっそうと立会をこなす様にプロの姿勢を感じました。この時の情景が私のきっかけです。

初めは、本を見ても何も分からずお手上げ。だが諦めずに頑張ると面白くなり「よし、私の将来はこれだ!!」と固い決意を持ちました。とは言え、実務は全く分からず不安で一杯です。

これからは初心を忘れず、そして諸先輩達にお世話になりながら女性の細かい気配りで、誰からも信頼されるような土地家屋調査士を目指したいと思います。



湘南第一支部 永田 翔

諸先輩方ならびに同期合格者の皆さま、はじめまして。藤沢市湘南台にて土地家屋調査士・司法書士を兼業しております、永田翔と申します。

まず、なぜこの仕事を選んだかについて書きます。

私は平成19年に司法書士試験に合格して以来、権利登記実務の研鑽を重ねてまいりました。

その中で表示登記にも興味を惹かれ、平成24年に土地家屋調査士の資格を取得いたしました。

しかし、土地家屋調査士の実務経験はまったくないため、日々不安に思っております…。

次に、もう少し私的なことも書かせてください。

私は昭和57年4月23日に生まれ、司法書士になるまでの20数年間を三重県伊賀市という町で暮らしました。忍者の町です。忍者屋敷のほか上野城というお城もあります。小さなお城ですが高い石垣があり、なんと、石垣の高さでは大阪城に次ぐ全国2位だそうです！やはり忍者の襲撃に備えてのことでしょうか。

余談ですが、ああいった「お城」というものは登記されているのですかね？取引性があるとは思えませんし、地方自治体が所有者であるため未登記のように思われますが…。

現在は事務所の近くに自宅を構え、妻と長男との3人暮らしです。

こういって、「奥様の出身地が神奈川なのですか？」とよく聞かれますが、妻の出身地は東北ですので、まったく関係ございません(笑)。

簡単ではございますが、自己紹介を終えさせていただきます。皆さま、どうぞよろしく願います。



川崎支部 片山 稔

この度、神奈川県土地家屋調査士会に平成24年12月登録とともに川崎支部に入会いたしました、片山 稔と申します。

父が経営する測量設計会社内にて事務所を構え、測量から設計さらに登記に至るまで幅のある業務を熟して、お客様により連動性のある良い提案をし、後世に残せる成果物が作成できるように日々精進していきたいと思っております。

今後、土地家屋調査士の会則を厳守し、公正かつ誠実に業務にあたる所存です。何卒、諸先輩方のご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願い致します。



土地家屋調査士として

相模原支部 細野 雄太郎

私は、平成24年12月20日登録の細野雄太郎です。私の父は、同じ土地家屋調査士として相模原に事務所を設けて30年以上

経ちます。

私は、高校で測量を学べる環境土木科に進学しました。父の勧めで土木科を選んだこともあり初めはあまり関心を持ってなかったのですが、高校3年生になったころから関心を持ち始め大学でも土木工学科に進学しました。大学卒業後は建設業に一年半勤めました。その後、父の事務所の補助者として約3年勤務し、同時に土地家屋調査士試験の勉強に励み合格しました。

私が掲げる土地家屋調査士としての目標は、土地・建物の法律家のスペシャリストになることです。その為に積極的に研修会に参加し知識と技術の向上を図り依頼者の満足のいく業務を行い、そして私自身が将来、広い人脈、広い視

野を持った土地家屋調査士になりたいです。

最後に、神奈川県土地家屋調査士会や会員の皆様には長い間お世話になることかと思いますが、宜しくお願い致します。

本会ホームページにて、求人・求職情報の提供を開始しました。

トップページ(<http://www.kanagawa-chousashi.or.jp/>)下部
求人・求職情報バナーをクリックして下さい。

求人情報

補助者、スタッフ募集にご活用下さい。
求人情報の掲載をご希望の方は、本会事務局までご連絡下さい。
掲載にあたっての申込書をお送りいたします。

求職情報

出前授業開催校から、土地家屋調査士事務所で働きたい高校生
(3月卒業見込)の情報です。

なお、本会では仲介、斡旋は一切行いません。各情報の詳細については当事者間でのやり取りとなります。

編 集 後 記

幸せの基準とは？

A国では政府から弾圧され食糧事情がとても悪く、他人・他国のことなど考える余裕もない、食べ物さえあれば幸せだと感じる人々

B国では食糧事情はよくなってきたが、他人・他国のことはおかまいなし、公害もたれ流し、お金さえあれば幸せだと感じる人々

C国では食糧事情も良い、お金の周りも良くなってきた、お金さえあれば幸せか？と疑問を抱くようになってきた人々

D国では食糧事情も良い、お金の周りも良い、ボランティア活動なども活発に参加して他人・他国のことまで考える余裕がある人々

日本人の多くの人たちはボランティア活動ができるのか？と思ひ、未来も多くの人が、普通にボランティア活動ができる国であればいいなど考えながら、日本に生まれてよかったなど幸せを感じています。(楽ちゃんか)

去年9月に娘が生まれ、命名することとなった。我が子の名前を決めるという事=“こういう人に育って欲しい”という事だと思う。出産予定日の数ヶ月前から、娘がどう育っていったかについて考えた。考えても結論はいつも同じ、“ただ無事に、健康に産まれてほしい”

という想いが強く、どう育ってほしいという事までは、なかなか想いを馳せる余裕がなかった。ただ、ある意味結論が出ていることに気づいた。それは、健康に産まれて、健康に育って欲しいということである。

「咲」と命名した。健康的なイメージだけで決めてしまった。

今になって、いい名前だと思った。中国で「咲」という字は「笑う」という意味らしい。字の如くいつもニコニコしている娘である。

(白戸 晶)

私はスギ花粉症である。自慢ではないが世間で「スギ花粉症」と呼ばれるようになる以前からのスギ花粉症で、ベテランだ。思えば大学受験の最中に、突如として見舞われた。確かに里山に住んでいる私の家の近くにはスギが沢山群生しているが、家族中でなぜか私だけがスギ花粉症になった。しかしながら、薬も殆ど飲まず、病院にも行ったことがない。スギ花粉ごときに負けてなるものかと、逆に無防備にスギ花粉を吸って、抵抗している。ワイルドだろと言いたいところだが「敵」も然る者で、クシャミの連発を誘発させ、原稿を書く手を度々止めてくる。

(西野 稔)

神調報春号「ひとりごと」に以下の誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。

誤：播磨 誠

正：播磨 誠司

広報担当副会長
広報部長
広報部次長
広報部理事
広報部理事
支部広報員

福本正幸
有野拓美
中川裕久
野口幸秀
松浦孝二
佐々木謙一
荒川原乗晶
白戸博之寛
内田中徳彦
白根一健二
菱沼和久

後藤宏史
西野尊仁
足立誠司
播磨博文
岸本博文
山口宏幸

発行 神奈川県土地家屋調査士会
横浜市西区楠町18番地
TEL (045)312-1177(代)
FAX (045)312-1277
E-mail
info@kanagawa-chousashi.or.jp

発行者 神奈川県土地家屋調査士会
会長 海野敦郎

印刷所 昭英印刷株式会社
大和市鶴間1-21-11
TEL (046)261-0844(代)